

令和2年 第2回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和2年6月16日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和2年6月16日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 村上 要二郎 2番 林 康 彦 3番 大西 幸江 4番 藏谷 重文 5番 寺下 満憲 6番 檜垣 一成 7番 平山 和昭 8番 濱田 高嘉 9番 前田 省二 10番 土居 計彦 11番 池本 興治 12番 松原 彌一 13番 亀井 文男 14番 池本 光章	
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第 121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	町 長 副町長 教 育 長 総務課長 健康推進課長 農林水産課長 魚島支所長 消 防 長 企画情報課長 住 民 課 長 建 設 課 長 生活環境課長 商工観光課長 公共交通課長 教 育 課 長 海 光 園 長 危機管理室長	宮脇 馨 村上 和志 高橋 典子 中辻 洋 大本 一明 黒瀬 智貴 小林 薫 濱田 将典 杉田 和房 今井 稔 山本 九十九 越智 康浩 澤田 一政 村上 和彦 梨木 善彦 角濱 信夫 田房 良和
議員・職員 以外で会 議に出席 した者			

会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局長 議会事務局 専門員 議会事務局 会計年度任用職員	蓼原 洋 樹 東 秀 彦 久 保 眞 弓
町長提出議案の題目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	報告事項第2号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） 報告事項第3号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） 報告事項第4号 令和元年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書 令和元年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書 令和元年度上島町生名船舶事業会計繰越明許費繰越計算書 報告事項第5号 第三セクター経営状況の報告について （株式会社 いきなスポレク、株式会社 いわぎ物産センター） 報告事項第6号 専決処分事項の報告について（下弓削ポンプ施設建替工事変更請負契約について） 専決処分の承認を求めることについて（上島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例） 専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例） 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上島町一般会計補正予算（第2号））令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号） 専決処分の承認を求めることについて（上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例） 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上島町一般会計補正予算（第3号）） 上島町土地開発基金条例を廃止する条例 上島町税条例の一部を改正する条例 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 上島町介護保険条例の一部を改正する条例 上島町レンタサイクル条例の一部を改正する条例 損害賠償の額の決定及び和解について 町有財産の処分について 令和2年度上島町一般会計補正予算（第4号） 令和2年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号） 工事請負契約の締結について（防災情報伝達システム構築工事） 新たに生じた土地の確認について 字の区域の変更について	

その他の 題 目	1 閉会中の継続調査申出について
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署 名議員の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 9番・議員 前 田 省 二 11番・議員 池 本 興 治
会 期	令和2年6月16日～6月24日（9日間）
傍聴者数	7名（男 6名・女 1名）

◎ 開 会

○（池本 光章 議長）

ただ今の出席議員は全員です。

ただ今から令和2年、第2回上島町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（池本 光章 議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番・前田 議員、11番・池本興治 議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○（池本 光章 議長）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 土居議員、お願いします。

○（10番・土居 計彦 議員）（挙手）はい。

（土居議員、登壇）

○（10番・土居 計彦 議員）

おはようございます。

ええー、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

令和2年第2回定例会の開会にあたり、去る6月8日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日１６日から２４日までの９日間とし、議事日程につきましては、お手許に配布のとおり進めることに決定しました。また、本定例会における補正予算については、予算決算委員会への付託は行わず、本会議において審議を行う事に決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

(土居議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。ただ今、土居議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から２４日までの９日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「ありません」の声あり）「ご異議なし」と認めます。したがって、会期は、本日、６月１６日から６月２４日までの９日間に決定しました。

日程第３、行政報告

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第３、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

改めまして、皆さん、おはようございます。

本来であれば、町政運営の概要等について、ご報告申し上げるところではございますが、今回は、新型コロナウイルス感染症対策について、ご報告申し上げます。

世界中で猛威を振るう新型コロナ感染症により、亡くなられた方々とそのご遺族の皆様に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、感染された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

国内におきましては、特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が５月２５日に全ての都道府県で解除されました。国では、「緊急事態宣言解除後は、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていきたい」としております。

愛媛県では、医療機関のクラスター事例の発生等を踏まえ、６月１日以降も引き続き「警戒期」を継続しております。ただし、県民生活や経済活動とのバランスも考慮し、６月１８日までの約３週間を「縮小期に向けた移行期間」と位置付けています。

県民に対しては、『うつらないよう自己防衛、移さないよう回りに配慮、県外の外出注意と３密回避』、これを「感染拡大回避行動」として心がけるよう呼び掛けられています。私たちにとって、最も重要な事は「まずは町内の感染者を出さない、仮に感染者が出たとしても増加させない」という事でありますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

６月１９日以降は、３段階の警戒レベルで最も低い「感染縮小期」に移行する予定となっ

ておりますが、今後の感染防止対策についても、基本的には、愛媛県に準じて、適切に対応を進めて参ります。

緊急事態宣言の解除を受け、自粛体制から、ウイルスと共存していくという新たな生活様式をみんなで創り上げなければなりません。何をどうすればよいのか、当分の間、試行錯誤が続く事になりますが、これまでのやり方とは違った方法・様式が必要になってくる事は間違いありません。

学校教育のあり方も、経済活動のあり方も、これまでの常識が通用しなくなったという事実をしっかりと見つめ直して、自分たちに本当に必要なものは何かという基本に返って、制度設計に取り組んでいかなければなりません。

市町村も県も国も世界も、これを機に大きく変容するはずです。まずは、直面する支援策に全力で取り組みながら、次の計画づくりにシフトし、今後の長期戦を見越した仕組みを構築していきたいと考えております。

一方、今回は、島社会の優位性を見直す機会となりました。これまで、離島は、不便で都会に比べてあらゆる面で遅れているという劣等感の塊でしたが、今回は、「離島疎開」という言葉が生まれるほど注目されました。これまでキラキラ輝いているかに見えた都市の経済優先と利便性などが、実はいとも簡単に崩壊する脆弱なものだったという事を、この現実を突きつけられて、本当に豊かな暮らしを営む事が出来るのは離島だという事が分かったようです。

確かに、私たちの生活は、都会と比べ、3密とは程遠い生活です。しかしながら、今回の大規模災害と言える事態に遭遇し、人生のあり方や豊かさを問い直したとき、そんな離島の持つ潜在能力に気づいたのかもしれません。

しかし、離島に住んでいる私たちは、その事をどう捉えているのでしょうか。町行政運営の根幹となる理念さえ見直しが迫られているのではないのでしょうか。その認識次第で、今後の方向性が決まってくるのですが、今一度立ち止まってしっかりと考えていく必要があると思います。

今後も、政府の第2次補正予算対応など、町民の皆さんと一丸となって、体力・気力をキープしながら積極的に取り組んで参りたいと思います。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急の支援策を講じるための2度の専決処分をはじめとする補正予算・条例改正などを上程させていただいておりますので、よろしくお願いします。

(宮脇町長、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、行政報告は終わりました。

日程第4、一般質問

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。質問は最前列中央の質問席にて

行ってください。質問回数は、会議規則どおり 3 回までとしますので、質問項目毎に行ってください。また、質問や答弁において、個人名と個人情報、時間配分には十分注意してください。以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、7 名です。それでは、はじめに村上議員の質問を許します。

(村上議員、登壇)

○(1 番・村上要二郎 議員)

おはようございます。議席 1 番・村上要二郎です。

それでは、一般質問させていただきます。「上島町の合併について」質問します

平成 16 年の大合併により、弓削町、生名村、岩城村、魚島村が合併し、上島町が生まれました。全国でも珍しい島同士の合併は、交通利便の悪さにより経費が多くかかってしまい、財政を苦しめている状況であります。また、地域間の交流もスムーズにいけないように感じています。

このような中でも、町職員につきましては、創意工夫を行い、行政を円滑に運営されてきました。しかし、有能なベテラン職員たちは、あと 5 年程度で退職してしまいます。また、若手については、人材育成ができていない状況であるため、ベテラン職員の退職により、残された有能な職員にしわよせとして仕事が集中し、クオリティーの低下やストレスを抱えることも予想されます。

今後は、国や県の求める事務レベルは上がり、住民サービスをもっと向上させなければならないという中で、お金は底をつき、職員のレベルがどんどん下がっていく状況で町行政を運営することは難しいと考えます。

住民の声も聴かなければなりません。今後、住民の幸福度を持続し、住民サービスを低下させないためには、合併を議論することも一つの選択肢であると考えます。合併ありきではありませんが、合併についての考え方をお示してください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

村上議員のただ今の質問にお答えいたします。

上島町は、平成の大合併により平成 16 年 10 月に誕生いたしました。合併して、もうすぐ 16 年が経過しようとしております。

現在の町の未来像として、『世界に誇れる品格あるふるさと』、まちづくりの理念として、『島人による上島ならではのまちづくり』を掲げ、その実現に向けて、まちづくりに取り組んでいるところでございます。

これから先を見通しますと、岩城橋が令和 3 年度中には完成し、それにより、利便性は向上し、より一層の地域の一体化が図られることとなるのではないかと考えております。そのような中で、この地域全体で町民の生活の向上と地域の発展に向けて取り組んでいく事が最も大切な事であると考えております。

合併についてであります。地方交付税の合併特例措置などが含まれる合併特例法は 10

年間の延長がなされており、市町村合併の動きが終わったというわけではございません。合併の結果・メリットとして、一般的に、行財政基盤の強化や事務の効率化が挙げられますが、合併が効率化に繋がるかという点については、必ずしもそうとは言い切れません。

面積の拡大を図った人口拡大では、メリットは少ないと言われており、住民サイドにおいては、合併後の市町村の中心部と周辺部の間に合併の逆効果・デメリットが多く報告されております。確かに、合併をすれば、首長や議員の数は減少しますが、直接的な効果はそれだけで、合併による効果を追求すればするほど、投資効果の大きい中心部に投資が集中され、周辺部を切り捨てていく事でしか成り立たなくなります。

また、平成の大合併が本格的に動き出す前から、合併してから15年後には合併特例措置がなくなる事、地方交付税の減額、合併特例債の償還時期のピークを迎える事などについては、当時からシュミレーションされていた事であります。

そういった事が予測されていたにもかかわらず、箱物行政が進められた事、起債の償還額がピークを迎えている事などから、ここ数年においては、多額の基金取り崩しをせざるを得ない状態になっているのが現状です。

しかしながら、過去をやり直すことは出来ません。合併の如何にかかわらず、今や上島町がやるべき事は、間違った情報に振り回されることなく、正しい情報を正しく理解し、しっかりとしたまちづくりに取り組んでいく事ではないでしょうか。

現在、他の市町との新たな合併については考えておりませんが、国から交付される地方交付税が町の歳入全体において大きなウエイトを占めている事、地方交付税の交付額が、年々減少の一途をたどっている状況である事を鑑み、行政のスリム化・効率化による職員数の削減や各種事業の選別等を徹底的に行う事で、予算規模の縮小・削減に取り組み、厳しい状況にある財政の健全化に努める事が喫緊の課題であると考えております。以上でございます。

(宮脇町長、降壇)

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

はい、ありがとうございます。

町長、合併も検討しながらですねえ、様々な事をですねえ、いろんな角度から見事で今後の上島町のあり方がまた違ってくると思います。なぜ私が今回合併を口にするのか、先ほど町長も言われたと思いますが、現在の上島町の財政状況はあまり良くない状況であります。

今後、どんどん減少する国からの交付税、これに頼ってはい今後の財政は維持していきません。また、先ほども町長も言われたとおり、300人以上の職員を抱えて赤字を増やし続けると、間違いなく財政が破綻し、住民に多額の税金が課せられることになってしまいます。それだけでなく、住民サービスの低下や使用料などの受益者負担の値上げにより、住民へ更なる金銭的負担をかける事態となってしまう。

これから住民に迷惑をかけないようにするのか、それとも住民に負担させ、必要のない施設や事業やイベントを残していくのか、本気で考えていただきたいです。上島町にとって大事な事は、観光でも定住促進でもありません。まずは、住民の生活を第一に考え、上島町の

宝である子供たちを守る事です。お金もないのに他に目をやり、いらない人件費や費用を使うのではなく、本当に必要な事を見極めて財政をハンドリングする必要があると思います。

ええー、先輩議員の方々におかれましても、つまらない内輪もめに躍起になるのではなく、上島町がどうすれば生き残れるのか、知恵を出し合って、この難局を乗り越えていく時期ではないでしょうか。

宮脇町長、これからの上島町にとって一番大事な事は何でしょうか。また、資金ショートした場合、しそうな場合、町民に負担させるのか。それとも役場職員の大幅な給与カットや事業の廃止や縮小で対応できるのか。町長、お答えください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、我々、上島町にとって一番大切なものは、町民の皆さんの生活であります。これはなくしては、この町は成り立ちません。ただでさえ、高齢化、人口減少、少子化、そういった難問が迫っておりますが、ただし、先ほどの冒頭の行政報告でも述べさせていただきましたが、そういった経済優先の考え方、これ一辺倒では、地域社会は成り立たないと。これは、厳然とした事実として、今回、認識されるはずであります。

その事を踏まえながら、我々が、この島という独特の環境の中で、いかに自分たちの生活を組み立てていくか。これが、一番大きな課題だと思います。その行政運営の方向性につきましては、箱物やそういったインフラだけではなく、自分たちの精神的な部分、歴史的な部分、そういったものをしっかりと見直しながら、再度、組み立て直す。生活も、自給ベース、そういったものも当然考えていく必要がある。環境にも十分配慮していく必要がある。SDGsの生活、そういったものが大きな目標になっていく、そう考えております。

先ほど村上議員のご指摘のあったように、今、上島町では、まだまだランニングコストが大きく膨らんだままであります。もっともっと精一杯絞っていけば、まだ相当スリムな行政運営ができるはずだと思っております。まあ、いろんな意味で今の維持管理費、それも相当下げられるはずだと思っておりますので、そういう下げるシステムをしっかりと提案していきたいと思っております。

それから、最終的には、職員の給与とか、そういった事は出てくるのかもしれませんが、私は、その部分が一番最後の最後の選択だと思っております。職員は、自分たちのこの町をいかに良くしていくか、守っていくか、発展させていくかという、そういう自分の命題さえしっかり持っていけば、目的意識さえしっかり持っておれば、それを回避できると思います。あとは、みんながどれだけ、これまでとは違った動きをできるかと、そういう事になろうかと思います。どうか、皆さんのご支援をお願いします。

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

ありがとうございます。

上島町にとって一番大事な事、大切な事は、今、町長が言われたとおり、町民の、住民の

生活だと私も思います。そして、住民に負担させるのは絶対にしてはならない事だと思います。これからは必要のない事業を廃止、縮小し、まあ10年くらいは我慢して、残された少ないお金を、現在暮らしている住民の生活を守るために使っていただきたい。余裕が出来たところで、町の活性化に繋がるような事を考えていくべきだと思います。

ひつこいようですが、今後の事業につきましては、住民の生活に直接関係のない事業やイベントは廃止、縮小するよう約束していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。以上で終わります。

(村上議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで村上議員の質問を終わります。

続いて、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(5番・寺下 満憲 議員)

議席番号5番・寺下 満憲です。ええー、住民と日本共産党を代表いたしまして一般質問を行ってみたいと思います。今日は、「公共請負業者の資格審査は、適切な判断の下にできたか」という事を質問したいと思います。

ええー、昨年の12月議会では、一般質問で2人の議員から「一般廃棄物等の収集・運搬並びに処理業務随意契約を止めて、入札方式にすべきだ」という質問がありました。また、随意契約全般の見直しを求められました。そのことにより、この度、塵芥収集運搬、弓削、生名、岩城の随意契約から入札方式に切り替えをしました。その切り替えに当たって、入札業者の資格審査は、正確な判断の下にできましたか。その入札結果は、透明性及び公正な確保ができましたか。

また、塵芥処理費の他の、いわゆる魚島地区や焼却残灰の運搬業務等の業務見直しも、委託業務の見直しをしましたか。そして、4月現在におきまして、33の随意契約、今日に至っては5～60の随意契約の全般の検討や見直し作業を進めた結果の答弁を求めたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

寺下議員の質問にお答えします。

まず、「入札参入業者の資格審査につきましては、正確な判断であったのか」については、今回の塵芥収集運搬処理業務につきましては、最終的に、私が責任をもって適否を判断しており、正確な判断であったと考えております。

次に、「入札結果についての透明性及び公正な確保」、これにつきましては、複数の職員立ち会いの下で開札し、その結果に基づく業者の決定を行っておりますので、当然ではございますが、確保できております。

塵芥処理費の他の業務委託の見直しについては、塵芥処理の関連業務としては、粗大ごみ

運搬処理処分業務がございますが、従前から一般廃棄物等の収集・運搬業務決定委託者に関連する業務でありまして、業務の円滑な実施を確保するため、上島町随意契約ガイドラインと地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて、1社による随意契約を選択し、契約しております。また、クリーンセンター運転管理業務は、塵芥収集運搬処理業務、これと同様に、公募による見積競争で執行しております。

最後に、4月分の33随意契約全般の検討、見直し作業を進めた結果につきまして、現在においても、随意契約案件については、上島町随意契約ガイドラインに基づいて、事務事業を遂行してきているところでございますが、現在の契約方法が適正かどうか、また、随意契約とする場合においても、1社ではなく複数の業者による見積り合わせの実施が可能かどうかなど、来年度の適切な事務の執行のために、6月の全体課長会において、担当課に対し、再検討を指示しているところであり、今後とも、透明性のある公正な契約に努めて参りたいと考えております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

はい、ええー、ただ今の答弁、町長、まあ正確な判断だった。確保はできている。まあ、当然の答弁だと思います。

それでは、一つずつ紐解いて参りたいと思います。

この度は、議員からの強い意向で契約内容の適正化、透明性及び透明性などを求められ、随意契約から入札方式に大きく変更しました。しかしながら、多くの問題点や疑問を残して、残したことは私が強く感じています。

ええー、今年度の弓削地区の塵芥運搬処理業務から先ほども言われましたように、上島クリーンセンター運転業務を、切り離しをしましたが、3月定例議会において、予算書の中にクリーンセンター職員給料分、そして、センターを運営する業務委託料が予算書の中に計上されてなく、また、弓削地区の塵芥処理運搬業務を従来どおり5,599万円で予算計上をしていました。

私は、本来なら職員給料分とセンター管理運営業務委託分、合わせておよそ1,400万円の減額計上をすべきだと指摘をしました。このことから、予算編成時期において、政策転換の計画がなかった事を示すものではないかと思います。

では、そこで、副町長、副町長、質問をしたいと思います。ええー、今回、新規競争見積入札参加者を公募しましたが、上島町では、指名業者選定委員会規則では、「業務の適切な執行を期すために上島町指定業者選定委員会を置く」とありますね。委員会は、「副町長を主任として、会議は主任が招集をする」とありますが、今回は招集をしていませんですね。参考までに伺いますが、なぜ招集をしなかったのか。

そして、また、もう一つ入札の点について、私は今回、疑問を感じた点が一つあります。令和2年の4月23日執行されました今年度のパソコン購入事業におきまして、この事においても、選定委員会を開いたのかどうか。そして、海の駅舎委託業務に関する委員会は開い

たのかどうか。この点について、副町長に答弁を求めます。そして、町長の方にも、質問をしたいと思います。公募、今回の業務委託募集受付は、3月の5日から17日の期間で締め切られました。

弓削地区においては、3業者、生名地区においては、同じく3業者、岩城地区においては1業者の参加がありました。3月の18日付けで生活環境課から町長の方に競争見積もりを実施する業者を選定したり、審査方法の指示願がありましたね。そして、弓削地区の1業者の審査しないことを決めました。その理由はなぜですか。

そして、決定、審査するに当たっての、先ほども述べましたように、町長の決裁審査を決定した事はどんな理由からでありますか。業者の選定委員会を諮らず、生活環境課から審査結果に基づく見積り起案書が町長の下に提出されましたが、そこにおいて、弓削、生名地区に業者参加をあなたが2者追加した理由はなぜなのか。その答弁も併せてご答弁願います。

○(池本 光章 議長)

質問が多岐に渡っているようなので、ちょっと簡潔に質問内容まとめていただけますか。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、それでは、副町長には、審査をしなかった理由。町長は、審査方法を、弓削の場合、1業者を審査しなかった事と、起案書に対して、町長が生名地区には2業者追加。そして、弓削地区には、1業者を審査から外し、1名を他の業者を追加した。この点です。それ以上に簡潔にまだ質問しなくてはなりませんか。

○(池本 光章 議長) はい、じゃあ、以上で規定の。

○(5番・寺下 満憲 議員)

時間がねえ、質問時間が長うなるとねえ、そういうふうに制限するような事をされたら、あんまり端的にすると、質問内容が分からなくなつて、答弁が他所へ他所へと流れていく。そういう傾向になるんよね。（「文句いうような筋じゃなかろう」の声あり）

○(池本 光章 議長)

質問内容が聞き取りにくいと言いますか、多岐に渡って把握しにくかったの。（「町長が答弁に動いたらええんじゃろう」「議長が言よんじゃけん黙っとけ」の声あり）それでは、副町長、以上で質問3問という事で、以上で質問打ち切りたいと思いますが、副町長、答弁願いますか。

○(村上 和志 副町長) （挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、指名業者等選定委員会における指名業者等の選定の実施についてですが、公募における見積執行に際しては、公募公告により公募条件等が明確に示されている事から、今までにも公募要項を作成した担当課の方がより適切に審査ができるという事で、担当課で審査を行ったうえで、町長までの決裁を得て決定するという方法でも実施しております。

ただ、契約入札担当部署には、令和2年度中に公募における見積執行に関し、執行方法等について再精査して明文化するよう指示しておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、パソコンに関しては選定委員会を実施しております。海の駅については、先ほど述べた事のように、選定委員会は実施しておりません。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

業者の選定についてお答えします。

まず、前段として、こういうふうな業者の選定の方法とか、それから、この業務委託の内容につきまして、随意契約1社のみで自動更新で数年間続いて、その後、なぜか5年間に渡る長期継続契約という、そういった結び方、契約のされ方をしておりました。これは、やっぱりどう考えても不自然であります。随意契約にする理由、これは、我々、町政を預かる者にとっては、町民の皆さんの負担をいかに軽減するかというのは、これはもう至上命題でありまして、これをいかに実行していくかという事であります。

で、先ほどご指摘のありました業者の選定につきまして、その前段としまして、一般廃棄物、家庭ごみ等の収集業務に関しては町が責任を持って委託をなささいという、そういう大きな動きと言いますか、取り決めがございます。で、それ以外に、それよりもっと厳しい案件として、人から委託されたりした、その一般廃棄物を処理場まで運ぶ、いわゆる許可業者という、こういうランクがございます。そちらの方が当然、ランクとしては上という事で。本来、公募につきましては、これ、許可業者若しくはそれ相当のものという事でございます。その許可業者の実態を見ておきますと、どういう方がその業者に選ばれているかという、そういう事が、私もずっとそれが相当気になっておりましたので、調べさせていただきました。そしたら、まあ実際問題、ごみ収集に関しては、相当な熟練とか、それ相当の経験という文言が書いてございますが、実際問題、皆さんも生活の中で日常的にそれを見られているわけですから、取り立てて特殊な技術がいるという、そういうものでは決してございません。

それから、その許可業者に認定するという、まあ上島町では、これまで3件の業者を認定しております。毎年ですね。で、それはまあ、ここで具体的な名前を言うのはよくないかもしれませんですね。ただ、実際問題、その内容を見ておきますと、草刈り業務で出た草とか、そういったものをクリーンセンターへ運んで預けると。そういった程度のものがたくさんございました。実際には、一般収集、それすらやってない業者もございました。これはどうして許可業者になるのかなと。単純に私は疑問に思いました。これが許可業者だったら、これはそんなに特別なハードルを設ける必要なんか全然ないという、そういう認識でございました。

で、実際に、草刈りとか、そういったものをやって運び込んだ、そういった経験がある方、当然、建設業者の方はそういった経験は豊富にございます。そういった事を考慮すると、当然、この方たちは相当の経験を有する者と、そういう事になります。そういった事を考慮して決定させていただきました。要は、一般廃棄物、家庭ごみを集めてパッカー車に入れて、それをきちんとクリーンセンターへ運ぶ。そういう作業でありますから、内容はそれで十分だという判断をさせていただきました。

それから、もう1点気になるのが、そういった中で、この業者選定の中でパッカー車の問題があります。弓削地区においては、パッカー車を自分で調達するような、そういうふうな

項目、設計の内容になっております。これは、どう考えてもおかしいと思いました。これは、以前に一般質問で、議員の方から指摘された内容でもあります。この事についても、今回は改正できませんでしたが、これからは町が段取りをして、生名、岩城地区と同様に貸与する方法に変えるべきだと考えております。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

議員の側の質問は、長いと分かりにくいと。私、町長の答弁聞きよって、質問に対して簡潔に答弁してくれとんのかどうか、中々理解しにくいんですね。

ええー、まず、副町長からの答弁がありました。まあ、議員の中からも平成20年頃の書類を探していましたら、書類が、幻の書類として、私、気になって今日、朝早く目が覚めたんで、まあ昔ながら、昔に人が言いましたように、「早起きは三文の得」と。

平成20年のときに、選考委員会として業者選定した報告書いうものがね、出てきたんですけど、この中においては、しっかりと選考委員会で審査をしておるわけなんですね。いわゆる、どこどこの業者は処分業者としての講習を受けてないとか、一般廃棄物処理運搬の講習を受けてないとか。だから、この時、どこどこの業者は選定から外しますという、そういった委員会結果を、このように文書化して（書類を見せる）あるんですね。

そうした中で、今回、新たに新規参入をしようとした時、心がけた時、なぜ、この当時のように選定委員会を開催しないのか。そこに、今回のもめ事言うたらおかしいけども、いろんな、私から見て、いろんな問題を残した結果ではないかと思うんですね。27年当時の、平成27年、今回の契約の切れる前の契約書においても、予算によっては価格の変更がありますから、その年度年度に契約をしていきますよという、そういった取り交わしすら残されておる中において、町長就任して以来、そのような町の見積価格を、見直しを図った事一度もなく、年々少しずつでも増加しながら予算計上してきたのが現実ではなかろうかと思うんですね。

そして、パソコン購入事業、副町長、選定委員会されたそうですが、今も業者、昨年も落札していますね。この入札には、上島町に4業者入札に参加していますね。弓削、地元の業者と岩城に、他に会社があるので営業所を置き、また、もう1社も営業所を生名に置いている。そして、毎回毎回、地元の業者が入札辞退しとるんですね。そして、この業者の営業所か何だか知らないけども、住所登録されいるところが、あなたたちは、あれを事務所と見なすことができるのか。生名の4461番地の1をね、あれを営業所と見なすのか。文具の販売しようるところと見なすのか。その点を私は疑問に思っております。

ええー、そして、海の駅舎の場合、2年連続で、ある団体が業務委託を受けていましたが、このたび返上して新たに業務委託、新たにじゃなく、毎年毎年、業務委託を募集するわけですが、今回、新たに公募した人が、いろいろと行政側からの、締め切って、もう締め切られた後に、いろいろと投げかけられて、これじゃあ、やっていけないと、辞退をした実例があるんですね。その後の業務委託は誰にしたのか。その2点、副町長の方から答弁をいただきます。

○(池本 光章 議長)

いや、答える必要ないですよ。質問は3つまでとさっき忠告したはずですが。

○(5番・寺下 満憲 議員)

議長、質問はどんな形でしていったらいいんですかねえ。

○(池本 光章 議長)

これ、今まで、何回も時間制限するかとか、いろいろ話し合って、3問と決められたのは皆さん…。

○(5番・寺下 満憲 議員)

3問の捉え方、どういう捉え方、しているんですか。再質問を3回する事で、問題を1項目、2項目で3問でない…。

○(池本 光章 議長)

先ほど、「以上で3問です」と言ったはずですが。

○(5番・寺下 満憲 議員)

あんまり一般質問を議員の行政に対する指針を求める一般質問をそんな形で制約されると、中々困ってくるわけで、ええー、それではもう続けていくわけには中々いかんのですね。では、もう議長がそういう捉え方するなら、私はもう最後の1問として、3点伺います。

町長、生名地区のごみ収集運搬業務者が委託業務から見積金額に対してクリーンセンターに運ぶだけの見積金額だったという申し入れがありましたねえ、いわゆる、このごみ収集の仕様書には「1日働く」という事、「作業する」、この事が条件になっているのに、「半日の見積金額しか出してないが、その分の作業代を免除してほしい」。この申し入れに対して、あなたは、今日、どう対応しているのか。そして、生名地区の不落札業者から再三にわたり、今回の件に関しての異議申し立てが訴えとして出されていますね。その対応は、どのようにしたのか。

今回の政策転換に、転換を図るに当たって、2名の生活環境課の職員が辞職しましたねえ。私は、彼たちとは、議場でしか接する事が出来ませんでした。彼らは、長期間に渡って長期の仕事に対する仕事をまじめにコツコツと取り組み、町民に対して平等に働く姿勢を議会の中で、私は当座の中において感じて参りました。町長、職員は、条例を指針として働くものです。あなたも先ほど公務員の働き方の事を論じていましたが、私は、辞職職員が一番に公平は公平、透明性を守ってきたんじゃないか。この事を強く感じるわけであります。この辺りの件は、職員が基本に忠実に仕事を淡々と事務を消化していく中で町長が私的想いを反映さす中で起きた事ではないかと私は思っております。

私は、ここで、入札の瑕疵があった事、これ質問する前に、私は入札の流れを言いたかったけど、議長の方からその機会を中々与えられないので、私は瑕疵があったと思っています。その事に対する不落札業者に対する訴えに誠実に応えるべきだと思います。そして、職員が、二度と退職していく場を作らない。この事を強く（聞き取れない声あり）議長ねえ、あんまりねえ、ブツブツブツ横からねえ、こんな議会していたら本当に民主的議会は崩壊していきますよ。（池本興治議員から「おまえがそがいな事言うけんよ」の声）この事をしっかりと受け継ぎをしていただきたい。このように思って、もう最後の質問にかえさせていただきたい。ご答弁よろしく。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長)

これ、答弁したら、規則もなんも規約も崩れてしまいますよ。手を挙げんようにしてください。以上です。これで寺下議員の質問を終わります。

(寺下議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

続いて、土居議員の質問を許します。

(土居議員、登壇)

○(10番・土居 計彦 議員)

議席 10 番の土居 計彦です。今定例会では、1 件の質問を用意いたしましたので、よろしくお願いいたします。

ええ一、世界中が心配しております「新型コロナウイルス感染症対策」への取組について、本町の姿勢と今後の取り組みをお尋ねします。

今年の 5 月連休前に上島町は猛威を振るっていた新型コロナに立ち向かうため、危機管理室を設置して対応してきました。お蔭さまで、現在まで感染者が発生することもなく無事に生活ができています。

この病気は、症状が出ても、近くの病院や、かかりつけ医のところには行かず、「帰国者・接触者相談センター」089-909-3483に相談することになっています。

しかし、現実的に考えてみますと、本町の立地条件では、相談センターの指示に従うのは難しいと思われたので、「一本化された本町の相談窓口」を設置するよう議会を通じて全員で要望して参りました。

上島四島の相談窓口がどこに一本化されているのか、理解していませんが、長期化する「新型コロナ対策」を町民の皆様にお示しして、協力していただく必要はあります。

まず、5 月連休以降の新型コロナに係る町内の動きを説明してください。そして、この先、何年続くか分からない「新型コロナウイルス感染症」への上島町の取組姿勢と決意をお示してください。よろしくお願いします。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

土居議員の質問にお答えいたします。

まず、5 月連休以降の町内の動きについて、分野ごとに説明させていただきます。

はじめに、「感染防止に対する啓発」について報告いたします。

町民への啓発については、町ホームページ、町広報紙、CATV、文書などの手段を活用して、随時、情報を発信・提供し、啓発を行っているところであります。

現在、愛媛県では、6 月 18 日まで警戒期を継続することとし、縮小期に向けた移行期間と位置づけて、感染拡大防止対策が進められているところでございます。19 日以降につきましては、3 段階の警戒レベルで最も低い「感染縮小期」に移行する事となっておりますが、

本町といたしまして、今後も、基本的に愛媛県に準じて、対策・対応を進めて参ります。

次に「住民・高齢者に対する支援」についてですが、国の施策である特別定額給付金は、5月7日の予算の専決処分に行い、5月18日より申請の受付を開始いたしました。

町では、添付書類のコピーが困難な方や記載方法が分からない方のために、各地区に出向いて、申請の補助を実施いたしました。現在の申請状況としましては、9割を超えている状況となっております。今後、まだ申請されていない世帯に対する調査などを行って参ります。また、全国的な緊急事態宣言発出時においては、各種相談事業の中止措置を行って参りましたが、現在は、電話による相談の受け付け、必要な場合は訪問による対応を開始しております。

次に、「公共施設」についてですが、5月20日まで原則休館、これは、連休終了後2週間経過という観点から設定していたものであります。その後、感染防止措置を行うことを条件として、順次、施設の開放を進めております。

次に、「学校関係」についてですが、小中学校は、5月11日から『段階的再開に向けての登校』を開始しまして、5月25日から完全再開となっております。学校の再開に向けては、消毒液・マスク等の学校への配備も行いました。

完全再開までの学習支援として、段階的再開に向けての登校においては、課題を家庭に配布し、登校時に、その取組状況の確認を、完全再開後においても、授業時数を確保するため、時間割を工夫し、通常の時間割に1時間追加したり、夏休みの短縮の検討など対策を講じております。また、文部科学省の勧めるGIGAスクール構想の予算化も行いましたので、学校の情報通信ネットワーク環境や児童・生徒一人ひとりへのパソコンの整備もすすめて参ります。

次に、「事業者支援」についてですが、国や県の事業者支援に加えて、上島町独自の支援をするために、5月27日に予算の専決処分を行いました。5月26日の議員協議会で、支援事業の概要を説明しておりますが、町ホームページにも掲載されておりますので、個々の事業名などは控えますが、影響を受けた事業者に対する支援が、具体的に動き出したところであります。

この先、何年続くか分からない『新型コロナウイルス感染症』への上島町の取組姿勢と決意についてですが、全国的にも第2波と思われる感染も既に発生しており、第2波・第3波の発生にも備えなければなりません。

国は、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する『新しい生活様式』を社会全体に定着させていく必要があるとしております。

本町といたしましても、感染防止対策と社会経済活動の一日も早い回復に向けて、『新しい生活様式』が定着するように努め、町民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりに向けた行政運営に取り組んで参ります。

感染防止・感染拡大防止には、町民の皆さま、事業者の皆さま、お一人おひとりの行動が、重要となりますので、梅雨や台風などの自然災害の発生の恐れがある季節となって参りますので、引き続き、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、質問の前段部分についてですが、町の対応は、対策本部を設置して対応しております。

すし、町の相談窓口は議員協議会でお示ししましたとおり、対策本部事務局である危機管理室が相談窓口となっておりますので、よろしくお願いします。

(宮脇町長、降壇)

○(10 番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10 番・土居 計彦 議員)

ありがとうございました。ちょっとまあ、全体的な対策、取り組みなどについての説明をいただいているんですけど、まあ、町民の立場から言うと、やはり、こう本当に危機管理室という名前で受け付けてもらっていますけども、実際にまあ、ウイルスの症状が出たようなときにですね、どこへ相談してみたらいいんだろうかと。保健センター何か、今度、関わり合いがないようですから、危機管理室いう事になるんでしょうが、もう1回どこへ相談したらいいのか。それから、直通電話の電話番号を教えてください。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

まず、「症状が出たとき、どこに相談するか」というところですが、先ほど土居議員の質問にありましたように、症状ですね、現段階では、息苦しさ、強いだるさ、高熱等。また比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合とかについては、帰国者・接触者相談センターに連絡して専門の回答が得られる事となっております。

そこですみね、「上島町在住と症状」を説明しましたらすみね、まあ「病院に行く方法」とかすみね、「かかりつけ医に、まず相談してください」とかすみね、そういう事を回答していただけたらと思っています、はい。町に電話をいただきましてもすみね、「専門的な事につきましては、帰国者・接触者相談センターへまず相談してみてください」という回答をいたしております。

ええー、それとすみね、直通電話につきましては、特別に設置してはおりません。以上です。

○(10 番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10 番・土居 計彦 議員)

まあ、「松山の方へ直接電話をして相談せい」という事なんですけど、まあ、それがちょっと難しく感じられたので、町内の相談窓口を1本化して、危機管理室も出来た事でもありましたので、ぜひ、そのまず一報を危機管理室なら危機管理室、保健センターなら保健センターが受けて相談をしてすみね、それから松山の方へ電話をした方がいいんじゃないかなと私たちは感じたわけです。で、まあ、そういう事で、今までの方式が変わってないんならもう仕方ないですけど。

ええー、3問目です。37. 5度以上の熱が4日以上続けば、県指定の帰国者・接触者相談センターに相談する事になっていますが、今の時代、発熱症状があれば、まず、家庭にある常備薬を服用するとか、近くの病院に駆け込むのが普通です。4日間も辛抱する人はいな

と思います。そして、危険な症状が現れたとき、接触者相談センターの指示に従うようにという今ご回答でしたが、ご返事でしたけども、現れたとき、町内タクシーなどを利用させてもらうのか。それとも、ちょっとやばいなという危険を感じたときには救急車などにも相談できるのか。その辺、取り組み姿勢というか、町民の皆様にしてあげられる、あれが、援助がありますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

先ほど危機管理室長の方から説明がありましたようにですね、この件に関しましては、かなり専門的な判断が要求されるという事でございます。これは、最初の、まあ初動ですか、これを誤ると、感染者が拡散してしまうというクラスター状態になります。そのために、適切な判断をするために県に直接連絡を取ってほしいと、そういう体制で、県が強く要望しております。これは、私共も、そう思います。我々がどういうふうな対応をすればよいのか。で、発熱にしても、どういう経過でどういう発熱をして、どういう状況にあるのか。この辺も県の直接その窓口の方々がいろんなケースを想定して、熟知しておりますので、我々がそれを聞いても、またそれを転送するというか、そういう作業になるだけなので、そこのところは、ぜひ、ご理解いただきたいと思います。

やっぱり、こういった非常に緊急を要する、なおかつ拡散をいかに抑えるかという、そういう状況にありましては、的確な判断しかございませんので、その部分をぜひ、ご理解いただいて、そういう対応をしていただきたいと思います。以上です。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

補足ですが、先ほど土居議員が言われました37.5度が4日間続く場合につきましては、現在では、受診の目安が変わっておりまして、先ほど言いました「息苦しさ、強いだるさ、高熱があるときはすぐに帰国者・接触者相談センターへ、比較的軽い風邪の症状の場合は4日間以上続く場合は、センターへ」という事です。また、高齢者、妊婦、糖尿病で風邪の症状とかある場合は、すぐに帰国者・接触者相談センターへ電話していただいて構いません、はい。それとですね、先ほど危険な場合に病院に行く場合につきましては、本町では、一応、消防の方で救急車を、そういう対策をしましてですね、そういう運搬となっておりますので、お伝えしておきます。以上です。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

まだ、いろいろと町民の皆さんに安心していただけるよう質問してみたんですけども、まあ最悪の場合、救急車いう事で対応していただけるらしいので安心しました。

で、まあ要望としましては、当初、このウイルスの県の動き、指示が出たときに愛媛新聞さんが「連絡先とか、こういうときには相談せい」というような、ちゃんとしたこうパンフ

レット、まとめたやつを配布してくれました。あれが非常に便利に使わせていただいておりますので、で、今日の質問で確認しますと、どうもあの内容が変わってないようですので、まあ出来れば、町の方で一応電話の横にでも貼れるようなマニュアルをですねえ、町民さんに出していただけるとありがたいと思います。以上です。終わります

(土居議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで土居議員の質問を終わります。

これで、10時5分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午前 9時52分 ～ 午前10時05分)

○(池本 光章 議長)

再開します。

続いて、林議員の質問を許します。

(林議員、登壇)

○(2番・林 康彦 議員)

議席番号2番、林 康彦です。

ええ一、「弓削町当時の下水道合理化計画特別措置法の申請の経緯の説明」をお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長

○(宮脇 馨 町長)

林議員の質問にお答えします。

申請の経緯ですが、平成6年度当初、愛媛県から下水道の整備等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業の策定についての通知文書により、平成8年度に合理化に事業計画の策定協議を進めた経緯がございます。

平成8年度に協議を開始し、平成9年度、10年度に再度協議をしたものの、本特別措置法の申請には至っておりません。ええ一、そういう経過になっておりますので、よろしくお願いします。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、書類の請求をしまして、こちらの書類なんですけども、その当時の書類をいただきました。で、やはりこの中にあるんですけども、平成8年に申請したけども、添付資料不足という理由で、平成9年1月に書類の返送があり、そして、平成9年5月に再協議して、資料を、添付資料の、あっ、すみません。平成9年5月に再協議したが、その時の中身としては、「中身が変わるので、様子を見ることにするから送付はしないように指示があり。既に送付したため、県に連絡をして、返却してもらうこととした」とあります。

要は、特措法は全く弓削町時代から今の上島町時代において、なかったということがこの

書類により、明らかとなるわけなんですけども。また、なぜ、これを伺ったと言いますと、この書類なんですけども、令和2年1月22日に要望書が議会議長宛に3者の連盟で出されています。タイトルとして、「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法の遵守について」という内容のものが出されています。

中身、内容に関しては、伊万里市の最高裁判例等を上げて、いかにも随契が正しいかのようなことが書かれていますけども、そもそも上島町には、弓削町時代から、「合特法」の承認を得ていないため、これから、以前からも、今後も「合特法」という言葉は出てくること事態がおかしいことであります。

そして、この中の中身のちょこっとなんですけども、まあ、これは出てくれば、調べればなんぼでも出てくるんですけども、判例にあるように、「公共下水道の供用開始により、一般廃棄物処理業者は、その事業の転換、廃止等を余儀なくされるが、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車等の設備及び機材を他に転用することは極めて困難であり、このため、事業の転換、廃止等も容易でない上、まあ、等々とあるんですけども、前提は、下水道の「合特法」の前提は、下水道の代替業を謳っています。今の塵処理等のごみは、全く関係ありません。そして、それを根拠に随契の長期契約計画をしたのもおかしい。そして、「合特法」の趣旨は、業者の延命のためではありません。あくまでも合理化のためであります。

そこで、ちょっと総務課長に伺いますけども、課長の私見で良いのですけども、議会答弁を作るときに、どのように作っているのか、課長の場合、自分の判断で「無いものをある」と言いますか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、私見と言いますか、まあ、職員の全てだと思いますが、「無い物はある」とは答弁として書けないと思います。以上です。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、ありがとうございます。

「無い物はある」と言い張るのは、その職員が、贈収賄に絡むか、利益供与等を得ていたか、そのような場合か、若しくは、今回場合は、私は素直に考えて、前町長の指示と考えるのが普通であると私は思います。その方が納得できます。

町長にお伺いします。町長の指示に従わず勝手に「無い物はある」と言う職員がいたら町長はどのようにしますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

私は、指示をしたら、指示どおりにやらしていただきます。これは、指示どおりに動かな

かった場合については、当然、確認をして再度要求をしますので、そのようなことは、起きないようにやらせていただきたいと思います。

まあ、職員に対する指示、命令系統と言いますか、それは、口頭の場合と文章の場合とはこれはもう、重さと言いますか、そういったものは全く違ってくると思いますし、まあ、口頭で即敏感に反応していただけるのが、まあ私の方から見ると理想ではありますが、中々そうも行かない場合で、何か上手く伝わらない場合もございますので、その辺のところは、また、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、ありがとうございます。

ええー、個人の判断で法律、書類等の確認もせず、議会答弁をすることは、虚偽の答弁をすることは懲戒処分のものであります。そして、町長はトップであり、人事権があり、絶対的な権力があります。今後は、適正な管理監督、公正公平な町政運営をしていただきたいと思います。以上です。

(林議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、林議員の質問を終わります。

続いて、前田議員の質問を許します。

(前田議員、登壇)

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、議席9番・前田です。本日は、2点お訊きいたしたいと思います。1点目ではありますけども、これ、先の同僚議員の寺下議員と重複しますが、まあ再度させていただいたと思います。

1点目の「公共施設管理業務である草刈り業務委託」についてお伺いいたします。

令和2年度上島町の公共施設管理業務（上島町草刈り等）募集要項には、「申込資格を満たしているか審査を行い、作業員が重複している場合は通知するもので調整を行ってください。請負者決定方法は、最も低い金額で提示された者とします」と明記されています。

今年度の草刈り業務は、昨年度1社1箇所の制限が外され、資格審査を行った後に事実上の入札を実施し、既に、最も低い金額を提示した業者に決定していました。しかし、その業者はなぜか入札後に失格になっております。

そこで、令和2年度の草刈り業務委託について、失格や決定までに、どのような人と、どんなやりとりがあったのか、町長並びに担当課長にお伺いいたします。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

(中辻総務課長、登壇)

○(中辻 洋 総務課長)

前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問にあります「資格審査を行った後に事実上の入札を実施し、既に最も低い金額を提示した業者に決定していました。しかし、その業者は入札後に失格になっています」とご質問にございますが、そのような事実はございません。

令和２年度公共施設管理業務の公募につきましては、申し込みの段階で、申込書と見積書を同時に提出いただき、まず、申込書の内容の審査を行い、その後、見積書につきましては、保管のうえ、当初予算議決後に開封作業を行うという手順で、事務を進めております。

「どのような人と、どんなやりとりがあったのか」につきましては、今回、失格となった業者の方から提出されました申込書の『作業員の申し込み資格』に疑義があったことから、確認を行わせていただきました。

その確認作業における回答を踏まえまして、最終的に資格がないと判断し、失格としたものでございます。失格となった経緯や理由につきましては、業者に対して、丁寧に説明し、納得いただいております。以上、よろしくお願いいたします。

(中辻総務課長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、「失格になった、決定後に失格にはなっていない」という答えでありましたけど、私の情報では、そういう情報でありましたので質問いたしました。そしてですね、ごみですね、その処理業務委託を受託した業者の実質経営者ではありますが、「今回の見積書には、クリーンセンターへ作業する人件費は含んでいない。このまま経営できないのでクリーンセンターでの作業を免除していただきたい」と４月に出されておりますよねえ。

その点で、対応された担当者からの回答がですね、見積依頼の際に添付した金額抜き設計書には、作業員２人が１日８時間勤務を、また仕様書には業務内容も明記しています。その内容を十分に理解したうえでの入札に参加した結果なので…。

○(池本 光章 議長) 前田議員、これ、次の質問に入っていますか。

○(9番・前田 省二 議員)

あっ、次か、味噌もクソも一緒になっとる。それじゃ、そういうことでありますので、まあ、私が言いたかったのは、その業者が、そのまあ課長は、「そういうあれがなかった」と言いますけども、本当にその業者が、そういう状態であったのか。また、不備があったのか、どの点で不備にあったのか、再度まあお訊きしたいと思います。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、どのような不備があったのかというようなところで、作業員の名簿につきまして、ちょっと疑義がありましたので、確認をさせていただきました。そうした結果、回答といたしましては、「全ての作業員を確保できなかったのもので、仮の作業員名簿として提出いたしました」ということで、回答が受けました。そういう状況では、しっかりとした仮の名簿で出すというようなことであれば、しっかりとした業務遂行はできないし、作業員名簿として認

めることは出来ないということで失格にしました。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

そしたらですね、この随意契約について、5月16日付けで、上島町ホームページにおいて公表されていますが、随意契約のみ掲載していませんでした。当初、この業者のですね、他にも上島町では、先も言いましたけど、億単位の随意契約や複数年の随意契約があるにも関わらず、掲載されていませんでしたが、この行為は違反ではないでしょうか。どうして、このような対応をしたのか伺いいたします。以上です。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、ホームページに公表している随意契約につきましても、担当課から結果を報告いただき、ある程度纏まった段階から公表に踏み切っております。ですから、一旦公表の段階では、寺下議員の時にもありましたように、33、その後、34、その後57と、順次増えていった形で公表を進めております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

それでは続いて、ええー、2問目の質問ですが、令和2年度の塵芥収集運搬処理業務公募の経緯と結果について、疑問な点が存在するので伺います。

公募申し込み資格には、廃棄物処理法施行令第4条に明記され、それに加えて上島町が「相当の経験を有する者」として「塵芥収集運搬処理業務の受託者、法第7条に規定する町の許可業者」と規定しています。

しかし、町長は自らが決定したこの公募条件を無視し、個人的見解を述べ、資格のない業者の競争見積書に加えました。そればかりか、上島町の「上島町指名業者等選定委員会規則」には「50万円以上の委託契約は、委員会において業者等の選定をしなければならない」となっているのに、今回の審査方法については、副町長が主任とする上島町指名業者等選定委員会における指名業者等の選定が実施されておられません。これは、今回の競争の見積もり自体が不法で、その結果は成立しないと思いますが、違法とも思える対応について、町長並びに選定委員会の主任である副町長の見解を先に同僚議員が先に質問しましたがけれども、重複するかと思いますけども、まあ答弁のほどよろしくお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

前田議員のご質問にお答えします。

先ほど、寺下満憲議員のご質問にもありましたが、指名業者等選定委員会における指名業者

等選定の実施についてでございますが、公募による見積執行に際しては、公募広告により、公募条件等が明確にされていることから、今までにも公募要領を作成した担当課の方がより適切な審査ができるという事で、担当課で審査を行ったうえで、町長までの決裁を得て決定するという方法で実施しております。特に違反とは考えておりません。

中で、「相当の経験を有する者」ということでございますが、許可業者若しくは相当の経験を有する者、その許可業者についても、先ほど述べたように、まあ先ほどは、具体例は申しませんでした。皆さんが分かりやすいかと思ひまして、じゃあ具体例を述べさせていただきますが、「アスカコーポレーションとか、あと弓削汽船さん」こういった方が許可業者になっております。それを踏まえたうえで考えてください。じゃあ、それで他の人がどうなのかと、比較してみてください。私は、一般建設業者が、これで十分やれると判断しております。

それから、この後ですね、そういったことで、私は、これはもう資格があるということ。判断させていただきましたが、この後、何と言うんですかね、先ほども申しましたように、手続き等については、公正にやらせていただいておりますし、この辺りにつきましては、全て、まあ弁護士等々と手続きに間違いがないかどうかとか、その辺も全部確認していただいております。

まあ、こういった中身の中にですね。要は、今までずっと続いてきたこの方法が良かったのかどうかということと、じゃあ、それをどういうふうに変えて行ったらよいのかということ。まだ十分準備ができてないところも確かにございました。でも、そういった意味でも出来るだけ、その失敗というか、そういう間違いを起こさないようなやり方をするように心掛けておりましたし、これから、もっともっと制度設計として、きちんとしたやり方に変えていくべきだと思っております。特に、まあ許可業者の部分についても、これからの公募の要件につきましても、制度設計として、要綱、規則、そういったものが定められていないというのが一番の問題であったと認識しております。

ですから、これは、今年のまあ秋までにそういったものをできるだけ早く整えて、それから次の体制に臨むべきだと思っております。出来るだけ公明正大な募集が出来るよう公募が出来るような、そういうしっかりとした制度に変えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

失礼しました。先ほど間違いました見積り書依頼の件で、「営業出来ないという事で免除をしてください」という申し出がありましたけども、役場の対応としましては、「作業員2人が1日8時間勤務をし、また仕様書には業務内容も明記しています」と、その内容を十分に理解したうえでの入札に参加した結果なので、担当課としては、「簡単に契約内容の変更は出来ません」というふうな回答がありますけども、実際にですね、(池本議長から「ちょっと待って、何の文書」の声あり) まあ半日ぐらいしかやっていなかったというふうに受け止めておりますが、この赤字になる業者に対して、どのようにこれから対応していくのか、

その点ちょっとお訊きします。

（宮脇町長から「議長、質問の内容がちょっと…」の声あり）。

○（池本 光章 議長） 質問の内容を明確に。

○（9番・前田 省二 議員）

この要望書が出て来ておりますよねえ、回答を出しましたよねえ、役場の方から。（宮脇町長から「ここには無いよ」の声あり）対応として、それで、その結果ですね、この出した結果、今後どのように対応していくのか。（池本議長から「回答じゃない」の声あり）町としてね、経営出来なかったら困るじゃないですか。だから、その点をちょっとお訊きしたいなど。

○（宮脇 馨 町長） （挙手）議長。

○（池本 光章 議長） 宮脇町長。

○（宮脇 馨 町長）

その文章の内容についてですね、はい、それにお答えしましょう。じゃあ、この文書につきましては、その後のやり取りもございまして、その文章だけが先行しているようでございますが、実際には、当事者の方から行き違いが相当あったようでございます。で、ちゃんとしたその見せてもらえなかったとか、いろんな行き違いがあって、そういうふうなやり取りをしているということで。これは最終的には確認しておりますが、きちんと設計書に基づいて、「1日8時間労働で2人でやるという」それは確認しておりますし、それで、どういう内容で、どういうふうな作業をするかというスケジュール、それから連絡調整も含めて、じゃあ、どういう作業をどういうふうにすれば良いのか、そういった事も現場の方で対応するようにきちんとやっております。調整はしております。以上です。

○（9番・前田 省二 議員）（挙手）はい。

○（池本 光章 議長） 前田議員。

○（9番・前田 省二 議員）

最後になりますが、分かりました。まあ、そのように対応していただいてですね、収集等々に支障がないようにですね、やっていただきたい。まあ、必ず2人で8時間勤務をお願いしたいと思います。

最後にですね、この新規受託業者は廃棄物処理法第7条に謳われている、「一般廃棄物の収集または、運搬を生業として行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない」という違反に、法律に違反し、許可が無いのに「フェスパ」のごみを運搬する事で、料金をもらっていると、もらっています。担当課並びに町長は、この事実を承知していると思いますが、この違反に対して、どのようなことを考えていますか。お伺いいたします。

○（宮脇 馨 町長）（挙手）はい。

○（池本 光章 議長） 宮脇町長。

○（宮脇 馨 町長）

その件につきましては、「フェスパ」が管理を移行する段階で、まあ前任者から大量のごみも引き継いだわけですが、そのごみの処分、これがございまして、それを自分たちで最初は持って行っとたんですが、それが間に合わなくて、まあ誰かにお願いしたいという事で、

許可業者であるところをお願いをしようとしたんですが、すんなり受けてくれませんでしたので、仕方なく自分たちで持って行くことを前提に、その方たちをお願いしたという経緯でございます。

ですから、許可業者に本来であれば、スッと委託出来れば良かったんですが、それがすんなり行かなかったということですねえ。まあ、これはちょっとまあ、どういった経緯でそうなったのかというのはよく分からないところもありますが、そういう事も起こり得るという事で、これからは、許可業者の数も各島に2社以上は置くべきではないかと、そういった事も、これからの対策として考えるべきだと思っています。

で、そういう事もあるので、出来るだけまあ許可業者のその範疇と言いますか、要は、「そういったところで出たごみをクリーンセンターへ運んで」という話なんで、そんなに難しい業務ではないと判断しておりますので、これからは、そういった意味で各島に2社以上、許可業者を設けるようにしたいと考えております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) はい、最後になりますか。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

これですねえ、業者が処理場に持って行くのが当たり前であって、業者自体が基本的には処理すると、いうふうになつとると思います。一般的な家庭のごみは違いますけども。

まあ、今後ですねえ、そういう事がないようにですねえ、そして、また「フェスパ」のどう言うんですか、取引明細書の中にも、この金額が入って載っとります。確かだと思います。

ですから、私は、その営利を目的にした業者のごみ収集は、するべきではないというふうに考えております。まあ、その点はいろいろありますが、まあ、厳しく指導していただいでですねえ、誤解を招かないように町民の方々ですね、誤解を招いて私の方に来るんだと思いますけども、まあ今後ともご指導のほどをよろしくお願いします。以上です。

(前田議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、前田議員の質問を終わります。

続いて、濱田議員の質問を許します。

(濱田議員、登壇)

○(8番・濱田 高嘉 議員)

議席番号8番・濱田 高嘉です。ええー、質問に入る前にひと言、ご了承をお願いいたします。この質問書の中にですねえ、業務委託の金額が記載されておりますが、約1週間前の出す時点の数字で、今日委託料の金額が訂正されておりますので、その点だけご了承、ご理解をお願いしたいと思います。質問の趣旨は変わっておりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは質問いたします。「見積入札の結果とこれまでの随意契約の是非について」お尋ねいたします。

上島町誕生以来、初めての取組みとして、家庭から出るごみである一般廃棄物等の収集・運搬並びに処分業務の委託に関する見積入札が、去る3月末に実施され、当該業務の公平・

公正を旨とする行政本来の入札が行われたことは、議会はもちろんのこと、町内業者も、また町民の方々にも、ある一定の評価を得たものと受け止めております。

しかし、入札への対応等については、まだまだ、配慮を欠いた点が多々あったと考えており、今後の大きな課題として残っているものと承知しております。

さて、入札における一番の関心事は、入札応募者の数とその結果だと思っております。令和2年度の当該業務の委託を落札した業者、落札金額等を地区別に申しますと、岩城地区は1社が応募し、松浦工業所が1, 738万円で落札。生名地区は2社が応募し、クリーンセンターカミジマが約815万円で落札。弓削地区は2社が応募し、カミジママネジメントが2, 750万円で落札。初めての入札方式導入で半減した委託金額に驚くと同時に、一種の不信感を抱いたのは私だけでしょうか。

一例として、弓削地区の年度別委託料は、今年、令和2年度は2, 750万円で落札しております。昨年までの随意契約による実績は、平成31年度が5, 918万円、平成30年度が6, 053万円、平成29年度は5, 687万円、平成28年度は5, 616万円と、高額な委託料で推移してきた事実をどう理解すればよいでしょうか。

高額委託料となった要因として、上島町合併以来、約15年半にも及ぶ長期間、随意契約の下、当該業務を自動的に同一業者に委託してきた結果と理解すべきと考えております。

これまでの法的根拠として、前町長は、特別措置法の名の下に、随意契約条項を拡大解釈され、これらを根拠・理由とする説明で実施してきました。この説明に疑義・疑念を抱く議員が、ことに触れ議会で質問し、また、一方、委員会等では、議員8名が参加した下水道料金検討委員会で、下水道事業においても、随意契約から一般競争入札へと委員が提言・指摘した議事録が配布されており、この事実も皆様もご承知のことと思います。

そこで、今回の見積入札の結果について、町長のご所見と特別措置法に基づき長期間随意契約した経緯と理由及びその是非について、加えて、業務量の増減の実態等についてもご答弁を願います。以上です。よろしくお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

濱田議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、林議員の先ほどの質問にもございましたように、特措法に基づくという内容でございますが、ええー、あの書類を確認した限りでは、「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」、こちらの方に該当する部分というのはございません。特措法の該当は、あくまでもこの合理化計画、事業合理化計画を提出して、それが認められなければ成立しないものと考えております。

しかしながら、まあ平成10年ですかねえ、あの段階で、これは「旧弓削町は取り下げた」という、そういう事実がございましたので、なぜ、これが表に出て来なかったかというのが私には理解できない部分がございます。これは、もう少し私がしっかりと調査してやるべきだったのか知りませんが、そこら辺の流れが読めなかったもので、こういう事態に至ってお

ります事はお詫びいたします。それから、それに基づいて、一連の、こういった随意契約とか自動更新、それから長期契約、そういったものが発生しているのではないかという事を推察しております。

今回、ご指摘のとおり、制度設計としては、まだまだ未熟な部分がございますし、担当課の中でも、そういったメモ書きもございます。要綱、要領等きちんと定めてなかったという、制度設計が出来てなかったというのが現状かと思います。出来るだけ早く、これをきちんとした制度設計として、まあ公募、それから競争見積り、そういった公明正大なシステムを早急に導入していきたいと考えております。これは、先ほどからいろいろ言われております随意契約全般と言いますか、他の業務に関しても本当にたくさんの業務で、そういった随意契約がございます。因みに、この業者さんにおきましては、平成30年度は、年間で1億3,000万円近く1社だけで支払いをしております。そういった内容、こちらで今、議論の対象になっているごみの処理の収集の問題、それだけではございません、他の下水道とか、そういったものも多々ございます。そういったところも含めまして、やはり、これは皆さんによく分かるようなシステムで業務を執り行っていきたいと思っておりますので、ぜひ、そういった、またご指摘、ご助言もいただきましたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それから、上島クリーンセンターの運転管理業務につきましては、従前は全部を、まあ設計上2名ですね、を委託で管理しておりましたが、焼却技師及び焼却技師補2名のうち焼却技師1名分を今回、直営化さしていただきました。これは、寺下議員の方から指摘がありましたが、もう少し早く皆さんに説明をして、こういう体制でやりたいという事を説明すべきだったということは反省はしております。ただ、今までのこういった内容につきまして、例えば、ごみの処理量、それから、先ほど来、いろんな事がありましたが、その管理方法、それから仕分けとか、いろんな意味での見えない部分が多かったのもので、そういった事のデータとか、そういった、これから先、ごみを減量化して、それから再資源化していく、そういう世の中の流れに沿った形で変えていく。そのためにはどうすれば良いのかということも含めまして、適正なその管理業務を行う意味でも管理する人を1人置いて、そういった資料収集ですね、情報収集をきちんと行っていきたい。そういうふうに考えております。それから、そういうものに基づいた、より良い制度設計に繋がりたい。そういう考えでやらせていただいておりますので、ご理解のほどお願いします。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

町長、実は書面で出した私の質問、これをまあ1問と考えた場合にですね、何となく憶測では理解できますけども、私はこう質問してんですよね。「今回の入札の結果、どのようなご所見を持っているか」という事と「特別措置法に基づいて長期間契約した経緯とか理由とか、その是非について」、何となく分かる話がありますけども、後で、じゃあ私が返しますと。

それから加えて業務量、ごみの絶対量ですね、これが合併してまあ15年になりますけども、業者の話によると「減っていない」というようなことを仰いますけども、まあ、全体的な話をしますと、まあ合併して1,500人ぐらい減っていますよね。減っていると、まあ、常識的にはごみも減るのかなあ、と思いますけども、生活水準が上がってきますと、やはり、ごみも増えるということもあると思いますので、一概にはそれは言えません。その辺の、1問目の答えをもう少し分かるように説明していただきたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

失礼しました。まず、この経緯について、私の考えと言いますか、これは、やっぱり良い方法ではなかったと思っております。早急に変えるべきだと思っております。こういった1社随契からやっぱり公募の適正なオープンな競争、そういった委託業務にシフトしていきたいと思っておりますし、これがどうして1社随契の自動更新で続いてその後5年という長期継続契約に変わったのか。これは、明らかに良くない。町の契約パターンとしては明らかにおかしいと思っております。

それから、今回、まあこういった結果になったということに関しては、まあ私自身は、まあ8割ぐらいになれば、まあ御の字だというか、そういうふうな感覚で思っておりましたが、ほぼ半分ぐらいまで落ちたということは、やはり、今後とも、こういった1社随契ではなくて、適正な競争、それを他のジャンルにも、他の随契にも、他の契約パターンにもどんどん活用していくべきだと。これが、町民の皆さんの、まあ、そういった負担軽減にも繋がって行くという、これが一番大事な部分ではないかと思っております。

それから、ごみの絶対量、これは、先ほど仰られましたように、人口減とともに、生ごみも、他の部分にも、明らかにこれは減少傾向にはありますが、極端な減少傾向にまでにはまだ至っていないというところでございます。

それと、もう1点、そのごみがこれからどうなっていくのかという中で、当然、有効利用、再資源化、ごみ自体の減量化、今までのように重油とか、そんなものを使って生ごみを焼却していくという、そういう時代はもう終わります。SDGsの世界の中であって、これからは、じゃあ、どういう有効活用ができるのか、それから、そういう環境に負荷をかけない方法は何かと。そういった事も含めて、前向きに積極的に検討して取り組みたいと思っております。以上です。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

ありがとうございます。端的に言ってですねえ、これまでの契約はですねえ、まあ、何て言いますかねえ、「不法」と言いますかねえ、「間違っていた」というふうに理解して良いんですね。はい、分かりました。それをきちっとですねえ、明確にしないとですねえ、また、ぶり返すと言いますかねえ、いろんな手を使って、或いは方法を使って、理屈をつけて、また、元に戻るといった可能性もないとは言えませんから。

よく「特措法」、「特別措置法」を引き合いに出して、で、随契にしてきたと。で、皆さん、「特措法、特措法」と言いますけどねえ、ここにありますが、その、これも全員協議会で皆さんにお知らせしたんですけども、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、こういうタイトルになっていますから、これは「特措法」とかねえ、「特別措置法」と言わないんですよえ。「合特法」というんです。ここからですね、間違っているんですよ。我々もそうですけど、理事者もそうです。

だから、これまで便宜的にですねえ、「特措法、特措法」と言ってですねえ、何かいつも言っているように、水戸黄門の印籠のようにですねえ、かざして「これに従え」と。そういうニュアンスで、我々は、この新町になって、そのように聞いてきました。そういうものかなという事で考え、理事者側の説明を納得し、こういう状態になったと。

ところが、初めて政権が変わり、いろんな問題がありましたけども、3月末にね、入札をして、初めて、こういう問題からですねえ、段々と見えて来たものがたくさんあります。これは、我々議会もですねえ、勉強しながら、今後もですねえ、やって行かなきゃならないという大きな責任も生まれたと、来たと思っております。

そこで、質問ですけどねえ、入札してざっくりでどうなったかと言いますと、ごみだけです。ごみだけで申しますと、この9年間で、23年しか私は、資料ありませんから、これ決算上から出た数字ですから、決算上で出てきた数字を言いますと、この9年間でごみだけで4億7,166万円、4億7,000万円払っていて、もし、この9年間、今度入札された2,750万円をこの9年間やって来たら、じゃあ、いくらセーブできたのかというと、2億2,400万円セーブ出来ている。まあ、一概には言えないでしょうけどね。数字的にはこうなるんですよ。

こういう数字を見ますとね、「これまで何だったんだ」と。いろんな問題で税金を使われる、使うと血税を使うとまで言われて。ところが、ごみの一つだけでもですねえ、こういう数字ですよええ。これに数字出て来て、もう哑然とするんですよ。もう、こういう実態をこれまで見過ごしてきたということも事実だし、議会も責任が一部ありますけども、大いに現在の町長にも責任があるということだと思います。

そういう事も踏まえてですねえ、いろいろと申しますと、今、議会で、このごみの問題につきましてですねえ、14人全員がですねえ、議員協議会の中で、「このごみの問題について精査する」という事で、5月に1回、今月に1回、もう2回開いています、会議を。そこで、いろいろ出てくるでしょう。で、少なくとも、まだ、議長の指示を得ていませんけども、何とも言えませんが、出来るだけ早い時点で議会の見解を出して、きちっとこれは町民に知らせるべきだと。こう思いますし、このことについては、正直言って新聞報道、これが3月末に決まった話がどこにも出さない、新聞に、載っていない。読売新聞が5月14日ですよ。1年半後、ニュースとして読売新聞社が出した。これですね。（新聞を見せる）ところが、地元紙は出てない。地元紙が出たのは、これまでに2回ございます。ごみの問題で、「ごみ業者選定に異議」と、これが1回目、4月17日。2回目が5月14日、この日と同じです。これは同じ、「町ごみ業者選定、意義を申し立てる」ということ。地元紙がですねえ、こういう問題を同僚議員が言ったようにですねえ、あったと私は思います。でも、この

事を載せるんだったら、こっちが先でしょう。読売新聞「こういう事がありました」というのがねえ、私は地元紙のね、責任だと思いますけども。ところが、残念ながら、記事を書いても、デスクの方で、本社で削られるかどうかは知りませんけれども、ねえ、こういうね、状況があります。

ついでに言いますと、町長、この問題、こういう状況になったという事は、我々は入札の結果をもらっていますから分かっていますけども、「広報かみじま」5月号、6月号を持ってきましたけども、5月号には3月議会の中身が載っています。で、6月号には、4月の臨時会の中身が載っています。ところが、3月末にね、どうであれ、こういう結果が出た事が、この「かみじま」に載っていない。広報に載っていない、載せない。どういう事ですか。私たちは、議員は知っていますよ、町民は知りませんよ。読売新聞が何部取っています、大体250ぐらいじゃないですか。これはねえ、もし関心があったら、こういう結果があったという事を少なくとも行政はいの一番に出すのが本来でしょう。何も広報に出すだけではなく、テレビにも写すとか、町長がテレビに出て説明するとか、「こういう結果になりました」という事ですすねえ、やらないと、これ一大ニュースですよ。それが今日まで、読売新聞の広報しか、我々は目にしていないという、多分そうだと思いますけど、間違いないと思いますけど、こういう実態。

それから、議長の指示で今2回目やりました。この処理、何と言いますかねえ、「ごみについて精査し、町民に報告する」という作業をやっていますけども、実は、要望した書類、9件ありますけども、今日現在、全協までに出すと言った上島クリーンセンターの修理に関する見積書、契約書が今日まで未だ手許にありません。これが手許になくて、何で年間4,100万円払っているんですか。何を根拠に。払っているんだったら、相手先にはあるはずですよ。で、町にこの書類がないのであれば、「申し訳ありません」と相手の業者に頭下げて、町が管理すべき書類がないので、コピーをくれませんか。（寺下議員から「議長、注意せんのか」の声あり）何ですか。（再度、寺下議員から「議長、注意せい」の声あり）

○(池本 光章 議長) 静粛にしてください。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

そういう状況ですよ、ねえ。私は、まあ、一段階として、入札したことは良かったなと思いますし、評価していますし、ただ、一般質問の中でも言いましたけども、やっぱり入札をやるときのですねえ、ドタバタ、或いは3月末という時間的な問題、これは大いに今後の反省点としてですね、やっぱりやっていただかないと困るという事でございます。

ついでに、まあ随契の事を言いますと、これは議員の方々もお持ちだと思うんですけども、平成25年、ある議員がやはり、この随契について質問しています。で、その書類がですねえ、25年の6月議会で、ある議員が随契を問題にして、町長の方からその6月時点での随契のリストをいただきました。で、この中を見ますとですねえ、6月にお願いした。（聞き取れない野次あり）うるさいぞ。黙って聞け。6月に出した随契が89件、89件あります。で、これをざっくり計算しました。2回計算しました、いくらかなと思って。ということは、25年の6月議会ですから、まだ3月か4月かししか経っていない時点ですよ、その時の件数で89件。金額にして、4億8,400万円、1件に直すとですよ、544万円という。だ

から、やっぱりねえ、今後は、議長、随契のですねえ、見直しという、町長にお願いしますけども。随契の見直しというのはねえ、早急にやっで行かないとですねえ、随契でこのような金額が動いているということ。先ほど、町長が、「30年度に、ある会社に1億3,000万円ほど随契で払っています」と、こう仰いましたけども、私は随契は悪いとは言いません。随契にしないといけない議案もあります。特に、電算関係のIJCですかね、あそこなんかは随契でやっで行かないといけないんですけども、でも、やっぱり工事とかですねえ、そういうものについてはですねえ、やはり、見直して行かないと、財政が逼迫しているという状況にありますので、公正な、その入札において、適正な金額に手直ししていくというふうに思っております。

で、最後にしますけども、町長、「書類をいただきたい」という事でお願いしているのが、「全協まで出します」という話が出てこないということですねえ、もう「議会を軽視している」と言うしかない。ぜひですねえ、早急に、ないんであれば、ないんで仕様がないうですよ。ないことをまた理由にして我々は質問するしかないんですよ、ねえ。年間4,100万円もの修理代を払っているのにね、契約書もなければ、そういう見積書もないと。こんな話は通らない。

最後に、私の今までの質問に対して、或いは意見に対して何かございましたら答弁をお聞きしたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ご指摘のとおりだと思っております。今後、冒頭でも述べましたが、随契は極力なくするような方向で取り組んでいきたいと思っております。

ええー、先ほどご指摘のありました書類の提出につきましても、大至急、そういう調査して対応できるようにしたいと思っておりますので、前向きにきちっとやっで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

これで終わります。ありがとうございました。

(濱田議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、濱田議員の質問を終わります。

ここで、(11時)20分まで休憩とします。

(休 憩 : 午前11時8分 ～ 11時20分)

○(池本 光章 議長)

再開します。

続いて、大西議員の質問を許します。

(大西議員、登壇)

○(3番・大西 幸江 議員)

議席番号3番・大西 幸江です。今日は一つ「開かれた教科書採択を実施せよ」ということで質問させていただきます。

今年度は、中学生の教科書を…すみません、議長、静かにしていただいてよろしいですか。注意してください。（「うるさい」の声あり）注意してください。「うるさい」とかいう、私が登壇しているのに失礼じゃないですか。

○(池本 光章 議長)

いや、聞こえなかったけん。騒がしいかったんですか。（大西議員から「はい」の声あり）静粛にお願いします。

○(3番・大西 幸江 議員)

すみません。最初から読ませていただきます。

今年度は、中学生の教科書を新たに採択する年となっています。教科書を採択する権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。

教科書の採択にあたっては、文部科学省のホームページを確認すると、採択の手順や留意点等が公表されており、我が国の教育に関して、教科書は非常に大切なものとされております。

このように、文部科学省も教科書採択の手順を公開し、透明性を確保しているのは、「公正確保」、「開かれた採択」を目指すためであるということは、十分に理解します。それを受けて、上島町でも今までの教科書採択に関しては、教育委員会定例会において、公開して手順の説明、採択を行ってきました。

ですが、今年度5月26日に開催された、教育委員会第2回定例会で、日程第2、報告第1号「令和2年度教科書について」を非公開としました。文部科学省からは、教科書採択に対して、「教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要です。具体的には、教科用図書選定審議会や選定委員会等の委員に保護者代表等を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をすることが求められています」となっています。

そこで、質問いたします。今回の教科書の採択に関して、非公開としたのはどのような理由でしょうか。また、教科書選定に関する教育委員会の考え方、開かれた採択への具体的な取り組みをご説明ください。よろしくお願いします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

大西議員の質問につきまして、お答えいたします。

先の定例教育委員会において、報告第1号「令和2年度教科書採択について」を非公開としたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づいたものであります。

また、令和2年3月27日付けの文部科学省通知では、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うことに際しては、静ひつな審議環境等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」とあり、今回の定例教育委員会の報告での協議において、教育委員会が委嘱した教科書選定委員会委員及び教科書選定調査員に話が及ぶ恐れがあると判断したため、非公開とさせていただきました。

そして、教科書選定に関する教育委員会の考え方ですが、教科書の採択にあたっては、教科書は、教科の主たる教材として学校教育において極めて重要な役割を果たしております。従って、教科書採択は、教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適正に行わなければならないと考えます。そのために、専門的な教科書研究の一層の充実を図り、静ひつな採択環境を確保しつつ、円滑な採択が出来るよう進めていきたいと考えております。

最後に、開かれた採択への具体的な取り組みにつきましては、広報6月号で周知しておりますが、6月12日から25日の間、せとうち交流館で令和3年度から使用する中学校用教科用図書の展示を行い、そこで広く意見が徴収できるようアンケートを備えております。保護者や教職員へのアンケートにつきましては、学校を通じた配布も行い、それらアンケートの回答を、選定委員会の調査資料として活用し、反映していきたいと考えております。また、選定委員会委員に保護者代表も加えております。

教科書採択につきましては、8月末に行う定例教育委員会を公開で実施し、その場で決定いたします。それまでに、調査委員会を2回、選定委員会も2回行います。いずれにいたしましても、8月末の採択後には、公開請求があれば、それまでの調査委員会・選定委員会での審議内容や会議録を公表いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、すごいきちんと流石に回答していただいております。

開かれた採択に向けて、いろいろ取り組みをされているところなんですけれども。まあ、実際ですね、今まで上島町では、教科書選定に関して、私議員になってから傍聴に行かせていただいておりますけども、一度も非公開で手順説明をされたことはありません。そして、選定委員審議会について話が及んだこともありません。

で、そういう環境の中で、まあ、ここでね、「静ひつな環境を保つために公開しない」という判断が、まあ、果たして、えっ、先ほど仰られた文科省から来た通知ですよ、にあったような傍聴に関するルールを明確に定める静ひつな環境の確保の検討を十分に行い、というところでどうなのかと。で、実際に、あの日にはですね、当然、私は傍聴に行っていましたけれども、隣に来られた方は、教科書の選定方法を知りたいという事で、傍聴に来られていたんですよ。それが、ホームページも何を非公開にするのか、お知らせもなくいきなりあの場で「非公開です」というふうになってしまっただけは、じゃあ、開かれた教科書採択はどこにあったんですかね。

やはり、まあ、最初から非公開をいうのであれば、傍聴のルール等をやはり決められた事を開示するなり何なりとしていただかないと分かりませんし、で、ホームページでお知らせするときには、「非公開項目はこれです」というふうにならないと来ますよねえ、傍聴者の方。せっかく、せっかく興味を持って、数少ない傍聴に来られる方がいらっしゃったのに、それを追い返してしまうような事態を招いたのでは、これは開かれた教科書採択には、繋がっていかないのではないかと。このように感じるわけです。

なので、まあ、もう起きてしまったことは仕方ありませんけれども、やはりその静ひつな環境を保つ、それから、審議の環境を確保するという点において、傍聴者のみ、それから住民のみに求めるのではなく、やはり教育委員会自身がもっとしっかりと勉強していただいて、審議会とか審議委員の話をしないというような申し合わせなり、打ち合わせも出来たんじゃないですか。そうすれば、もう、ホームページに、文科省のホームページに載っているような手順の説明はあそこでも丁寧にさせていただけたと思いますし、せっかく興味を持って来られた方にも、広く認識していただけたんじゃないでしょうか。

で、その点について、判断基準がきちんと明確なルールという事なので、明文化されたものがあるのかどうかという事をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) はい、高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

大西議員にお答えいたします。

ある、少し誤解もあるようなので、訂正もしたいと思います。

当日の今まで公開だったものが、非公開になった理由のもう一つとしましては、静ひつな環境と申しますのは、当日の教育委員会での審議協議内容、プラス教科採択につきましては、最近も新聞紙上も賑やかしておりますように、いろいろな団体、いろいろな有形無形の働きかけがございます。で、私たちは、子供たちのために、上島の子供たちにより良い教育を受けてもらいたい、受けさせたい。そのための教科書をしっかりと選びたい。という事で万が一あの場で名前が選定委員なり調査委員の名前が洩れるようなことになれば、調査委員、選定委員がその選定の作業の過程の中で、日々の日常生活の中で、今まで予想、想像ができないような圧力を受ける可能性もあるという事で、今までは公開してきたものを、リスクマネジメントの観点から非公開としたものでございます。

そして、教科書選定の手順につきましては、もうご承知のように、現在、教科書展示会においてある名簿がありますけれども、そこで選定の手順については、もう公開しております。ただ、先ほど大西議員が仰ったように、当日、それを楽しみにして来られた方に、私共の選定委員、調査委員のプライバシーとか、その人たちが落ち着いて教科書採択に関われるようにしたいという事で、リスクマネジメントで突然非公開にしたことについては、お詫び申し上げます。

私たち教育委員会といたしましては、上島の未来を託す子供たちにとって、より良い教育を受けさせたいという理念はみんな一致しております。で、教育はあくまでも中立であって公正でなければならないと考えておりますので、そういった視点でしっかりと調査委員、

選定委員に落ち着いた環境で研究をしてもらって、そして8月の公開する定例委員会の方で採択の様子も見ていただけたらと思っております。以上でございます。

○(池本 光章 議長)

傍聴規程とか、何か。

○(高橋 典子 教育長) (挙手)

傍聴規程とかは定めております。で、教育委員会の中には、ちゃんと傍聴人の受付のところで「私語は謹んでください」ということも明記しておりますし、当日、ちょっと2回ほど私語がございましたので、私が司会進行でしたので注意させていただきました。そういった傍聴規程、それから教科書の選定の観点につきましても、アンケート用紙の中にも観点も明示しておりますので、また見ていただけたらと思います

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

すみません。私の聞き方が悪かったですね、傍聴人の関するルールじゃなくてですね、会議の公開・非公開適切に判断するルール、それから静ひつな環境の確保の観点のルールというのをやっぱりちゃんと定めていただかないと、分かりませんよね。その時の状況判断で、まあ、やってしまったのかも知れませんが、それは明文化されているのかということとですね。

で、今までも教科書採択のときには、いつも保護者が関わるようにという事で、小学校からお知らせを持って帰ってきます。なんですけれども、実際にアンケートは必ず回収されるものでもないですし、見に行ったという人も、私は実際あまり聞いたことはありません。

で、アンケートも、ただ漠然とご意見をと言うことで、大きな四角があるようなもので、今回はどのようなものを作成されているのかは分からないんですけれども、今使っている教科書名さえも明示されておられません。という状況で教科書を今まで採択してきているので、実際、上島町は世間的には問題とされる育鵬社の教科書を使っております。

で、先ほど教育長が仰ったように、教科書は、非常に大事な学習の礎を築く教材です。だから、正しい状況で、公正の判断の下に採択する環境をつくることは非常に必要な事だと私も思います。

ですけど、まあ新しく選定委員の中に保護者を入れたりとか、新しい放送をしていただいたりとか、取組みをされていることは十分理解するんですけれども、今回のその傍聴を非公開にした件については、やはり、こちらには理解し難い状況というように思いますので、ぜひ、次回からは、やはりね、私一番に思うには、教育委員会の委員の方が、しっかりとこの教科書採択について、見識を持っていただく事が一番だと思います。教育長はもちろん素晴らしいです。ですけども、委員の方に持っていただかないと言ってはいけないこと言っても良い事、いう判断が出来ないんじゃないかなと思いますので、ぜひ、その辺よろしく願います。ご答弁をお願いします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

はい、まず、先ほどのこういった観点でアンケートで広い四角がいっぱいあってと言うんですが、このようにきちんと、もう、教科ごとに教科書会社の名前も書いて、そして、観点も、これは、教員の選定委員の観点はもっと専門的なものが入ってくるんですけども、例えば、「保護者の方や、あまり普段教科書に馴染みのない方が見るときに生徒にとって内容の文は適正であるのか、内容は生徒の生活や経験や地域性に対して配置されているとか、そういった6点ほどの項目と、あとそれ以外についてもお気づきの点があれば記入してください」という事で、国語から始まって道德まで、全ての教科に対してご意見が書けるように工夫しております。

そして、先ほどの手順につきましては、それはもう、公開という事で最初周知していたのが、急に非公開になった事については、ちょっと私どもの方で、これはもしも万が一名前が出るようなことがあてはいけないということで、土壇場になってこれは非公開の方がふさわしいことにしたんですけども、まあ、お知らせ、最初あらかじめ周知していた事と当日が急に変わったことにつきましては、お詫び申し上げます。これから、そういう事がないように気をつけたいと思っております。

いろいろと注目を浴びることの多い教科書採択ですけども、検定に通った教科書は全て日本の国どこで採択されても良いという事で国が選んだものでございます。後は、それぞれの地域性に応じて、本当に子供たちにとって、子供たちが未来社会、日本の国の子供として、一生懸命自分たちの力で良い国を作ろうというふうに思ってくれるようないろんな基礎基本を身に付けてそういった基礎的な学力と豊かな人間性を培われるようなものは選びたいなと思っております。以上です。（大西議員から「答えをいただけていないのですが」の声あり）何でしたか。すみません。（大西議員から「そのルール決りを明文化規定されているのかどうか」の声あり）はい、ルールについて、傍聴のルールですか。（大西議員から「傍聴じゃないんです。公開・非公開をどういう基準でやられるのかとか」の声あり）はい、あります、ございます、はい。（大西議員から「明文化していただいているのは、見ることもできるんですね」の声あり）公開請求していただければ。（大西議員から「はい」の声あり）

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

ええ一、会議の公開・非公開につきましては、定例教育委員会を開催するにあたりまして、その議事を慎重に検討し、公開・非公開を事前に決めている状況でございます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

課長、良いです。余分な事を言うと、またおかしくなるので良いです。

はい、じゃあ、すみません。はい、ありがとうございます。

○(池本 光章 議長)

これで、大西議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第5～第6、報告事項第2、3号

○(池本 光章 議長)

続いて、報告事項に入ります。

日程第5、報告事項第2号、「専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）」並びに日程第6、報告事項第3号、「専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）」は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

○(村上 和彦 公共交通課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

それでは、まず報告事項第2号の「専決処分事項の報告について」を説明させていただきます。

この報告事項は、生名フェリー岸壁接触事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。

損害賠償の額の決定及び和解については、地方自治法で議会の議決事項と定められておりますが、上島町においては議員発議により、相手方に速やかに対応するため、賠償金額が100万円以下の場合には、町長が専決処分できることとされておりますので、この件に関しましては、専決処分を行っております。

1 事 件 損害賠償の額の決定及び和解

2 処分年月日 令和2年5月8日

内容について説明しますので、2ページ目の専決処分書をお願いいたします。

1. 相手方 上島町生名在住のA氏

2. 事故の概要

令和2年1月27日、主船「いきな」が中間検査のため代船による運航中、土生港長崎栈橋を20時15分に出航し、20時20分頃に立石港に着栈する際、風の影響によりうまく着栈することができませんでした。そのため、着け直しを試みたところ、主機のクラッチが入らず、操船不能となった状態で風にあおられ、立石港北側岸壁と接触し、その後、護岸に係留されていたA氏の所有する遊漁船とも接触し、当該船舶を損傷させたものです。

3. 損害賠償の額 87,494円

4. 和解の内容

上島町側の過失割合を10割とし、上島町は相手方に対し、船舶修理費用として87,494円の損害賠償金の支払義務があることを認め、A氏に代わって修理業者に上島町が当該金額を支払うものとする。

なお、本件に関し、上島町及び相手方との間には、損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

以上が、専決処分書の内容となっております。

次のページの参考資料をお願いいたします。

今回の議会には、生名フェリーの事故に伴う損害賠償金関係の報告事項が2件、議案1件を上程しておりますが、その損害賠償額一覧表となっております。

この報告事項第2号については、オレンジ色に着色しております真ん中の部分の遊漁船①の欄をご覧ください。

先ほど説明しましたとおり、生名フェリーとの接触に伴い遊漁船の船体が損傷したため、必要な修繕を行い、上島町から修繕業者に対して既に87,494円の支払いをしております。

保険金の算定金額は、税抜きの79,540円となり、同額が上島町に対して保険金として支払われることとなります。これは、保険金が消費税の申告上、不課税収入にあたるため、税抜き金額で支払われることによるものです。消費税相当額については、一旦上島町が負担することとなりますが、生名船舶が課税事業者であることから、今後、消費税の確定申告の際に申告することで、控除税額扱いとなり、相殺されることとなります。

なお、この保険については、傭船契約をしていることから、代船の船主である船会社が加入している保険が適用されております。

以上が、報告事項第2号の説明となります。

それでは、引き続きまして、報告事項第3号について説明しますので、報告事項第3号の「専決処分事項の報告について」、をお願いいたします。

先ほど説明しました報告事項第2号と重複する部分は省略させていただき、簡単に説明させていただきます。2ページ目の専決処分書をご覧ください。

1. 相手方 上島町生名在住のB氏
2. 事故の概要は、先ほどの報告事項第2号と同様です。
3. 損害賠償の額 562,613円
4. 和解の内容につきましても、報告事項第2号と損害賠償金の金額以外は同様となっております。

以上が、専決処分書の内容となります。

次のページの参考資料をお願いいたします。この報告事項第3号については、オレンジ色に着色しております一番右側の部分の遊漁船②の欄をご覧ください。

生名フェリーとの接触に伴い、遊漁船の船体及び係船具が損傷したため、必要な修繕を行い、上島町から業者に対して562,613円の支払いをしております。

保険金につきましては、消費税分を除いた511,466円が上島町に対して支払われることとなります。

以上のように、遊漁船2隻の損害賠償による修繕に対しましては、消費税分を除いた全額が保険適用となり、上島町に対して保険金として支払われることとなります。

以上、簡単ですが、報告事項第2号及び第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

日程第7、報告事項第4号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第7、報告事項第4号、「令和元年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書」、「令和元年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書」、「令和元年度上島町生名船舶事業会計繰越明許費繰越計算書」の説明をお願いします。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

それでは、報告事項第4号、「令和元年度繰越明許費繰越計算書」の報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

1枚めくっていただきまして、繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

まず、一般会計についてですが、先の3月定例会で議決されております補正予算第5号で翌年度に繰り越しして使用できる経費として定めたもので、一部精算等により減額になっております。翌年度繰越金の確定額は8億5,195万4千円となっております。その財源内訳は、国庫支出金、県支出金、地方債を合わせた未収入特定財源7億7,440万6千円、繰越事業充当一般財源は7,754万8千円です。

次に、公共下水道についてですが、3月定例会において、補正予算第2号で議決されたもので、翌年度繰越金の確定額は3,647万円となっております。その財源内訳は、国庫支出金、地方債を合わせた未収入特定財源は3,206万7千円、繰越事業充当一般財源は440万3千円です。

最後に、生名船舶事業会計についてですが、3月定例会において、補正予算(第2号)で議決されたものであり、一部精査等により減額となっております。翌年度繰越金の確定額は、4億1,742万円となっております。その財源内訳は、未収入特定財源として地方債は3億6,600万円、繰越事業充当一般財源は5,142万円です。

以上で、「令和元年度繰越明許費繰越計算書」についての報告を終わります。

日程第8、報告事項第5号

○(池本 光章 議長)

続いて日程第8、報告事項第5号、「第三セクター経営状況の報告について」、はじめに「いきなスポレク」から説明をお願いします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

令和元年度、株式会社いきなスポレクの経営状況について報告いたします。

資料の方、運営報告書の6ページをお願いいたします。

損益計算書ですが、スポレク公園部門とフェスパ事業部合わせた、株式会社いきなスポレク全体の令和元年度の決算書でございます。

まず、収入ですが、売上高、売上原価の合計の、売上総利益の一番右横の金額、103,910,610円と指定管理料を含めた営業外収益、受取利息とか、指定管理委託料、雑収

入、キャンセル収入を合わせた、37,542,467円と、特別利益、前期損益修正益の208,983円を足した額が収入総額となります。

そこから、支出額としまして、中段辺りの、販売費及び一般管理費の168,303,750円と営業外費用の支払利息・雑損益・繰延資産償却の1,206,286円と、特別損失、前期損益修正損の824,446円と、同じく特別損失の法人税等の71,400円を足した額が総支出額となりまして、差し引き、第23期当期純損失額は、マイナス28,743,822円となりました。

会社全体では、マイナス28,743,822円となりましたが、スポレク公園部門の決算はといいますと、資料の方、15ページをお願いいたします。14ページからの引き続きなんですが、これがスポレク公園部門の損益計算書でございます。15ページの表の一番下にありますように、差し引き、一番下の当期純利益の合計、1,085,127円、これがスポレク公園部門の決算額となっております。

それでは、公園部門の利用状況について報告いたします。

資料の方、戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、施設別の利用状況ですが、プールの利用者につきましては、一般及び水泳教室のお客様の増加により、対前年度を925名上回りました。使用料収入も約70万円ほど上回っております。利用者数が増加した要因は、まあ単純に一昨年の豪雨災害との比較に加え、因島からのこども水泳教室の新規のお客様が増えたことによるものでございます。

次に、その下の体育館関係の利用状況でございますが、アリーナ・卓球等につきましては、対前年比、微増であります。これは、トレーニング機器の利用者の増加によるものでございます。

野球場の利用者数につきましては、この3月末の臨時休業、またコロナウイルスの影響による野球合宿キャンセルが相次ぎまして、利用者数で言えば減少しております。

次の2ページをお願いいたします。宿泊施設の蛙石荘の利用者数につきましては、工事関係者の利用が減ったものの、野球以外の合宿、水泳とか勉強合宿などの利用が増えてきております。今後は、野球合宿以外の合宿誘致にも積極的な営業活動をかけるよう聞いております。担当課といたしましても、引き続き、適時的確な支援を行っていきたいと考えております。以上で、スポレク公園部門の経営状況の報告を終わります。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

それでは、商工観光課からは、フェスパ部門の経営状況について報告いたします。

損益計算書17ページをお願いいたします。

上から4行目の右端となります売上高合計の108,788,602円から10行目の売上原価28,437,627円を差し引いた11行目80,350,975円の売上総利益に対し、支出経費が下から4行目の120,446,638円となり、純然たる営業利益は下から3行目のマイナス40,095,663円となりました。

また、10月から支出しました指定管理料、一番下の行ですが、それに更に18ページ目

の一行目、雑収入等を差引きますと18ページ目の一番下の行になります、当期純利益はマイナス29,828,949円の決算となりました。

売上に関しましては、サービス等の見直しにおいて、地元客向けの新たなランチメニュー提供、宿泊客には、会席料理に特化したメニュー提供並びに日帰りバス旅行の昼食団体獲得等を実施いたしましたが、最低賃金の見直しに伴うアルバイト確保に困難を極め、年末年始の宴会等の団体客の多くをキャンセルせざるを得ない結果となりました。また、3月以降は、順調な売上確保が見込めていた矢先に、コロナウイルスの影響に伴い、3月だけで640万円のキャンセルが発生し、収入計画の達成はできませんでした。

支出経費につきましては、経費節減強化対策として、照明機器のLED化、大浴場の節水シャワー導入、夕食の予約制への移行、閑散期における予約の見込めない日は、臨時休館日の設定等による固定経費節減を図りましたが、アルバイト確保困難による職員の超過勤務の増加や同じくスタッフ不足による派遣職員に係る委託料の増額並びに温浴施設の水の入れ替え頻度の改善等により、売上実績を大幅に上回る経費負担となりました。

令和2年度の営業に関しましては、コロナウイルスの影響に伴い4月7日から6月5日まで休館することとなり、売上が見込めない中であって人件費等の最低限の維持管理経費負担を強いられ、依然として厳しい経営状況となりますが、コロナウイルス対応のガイドラインに沿った業務遂行と併せ営業時間やサービス内容の変更、更には、雇用体制整備と健全経営を目的とする営業日数の見直しを図ることとしております。

いずれにしましても、今後はコロナウイルスの早急な収束を願い更なる経費節減に努め、黒字化へ向けての経営改善を図るものと聞いております。

担当課としましても、適正な施設運営ができますように支援して参りたいと考えております。以上、フェスパ部門の経営状況の報告を終わります。よろしくお願いします。

○(池本 光章 議長)

ちょうど12時になりましたので、ここで昼休憩にしたいと思います。

1時から再開します。

(昼 休 憩 : 午後12時00分 ～ 1時00分)

○(池本 光章 議長)

再開します。

次に、「いわぎ物産センター」についてお願いします。

○(黒瀬 智貴 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 商工観光課長)

それでは、株式会社いわぎ物産センターの経営状況について報告いたします。

お手許の資料、1ページをお願いいたします。事業報告ですが、各部門の売上高につきましては記載されておりますとおりです。

次に、2ページ目をお願いいたします。期別売上比較ですが、昨年10月の消費税増税、

また、今年1月下旬から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、いずれの部門においても昨年の売り上げを上回ることができませんでした。しかしながら、売店部門、喫茶部門につきましては、充分健闘したと思っております。全部門の売上高、約1億3,320万円、対前年比95%、昨年度より約700万円の売上げ減となりました。

前年度と比較し、売上げが増加または減少した要因を部門別に説明させていただきます。

まず、営業部門ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で年明けから様々なイベントが中止となり、レモンポークの串焼きなどの売り上げが減少しました。また、主要取引先である東京都内の百貨店の休業等に伴い、レモンや晩柑類、その他商品の売り上げが減少しました。しかしながら、昨年夏場に、暖冬により「夏レモン」を販売することができたため、そちらについては売り上げを上げることができました。

次に製造部門ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた部門となりました。メインであるレモン果汁の一般小売用及び業務用とも売り上げが減少してしまいました。しかしながら、レモンの果皮を継続して販売することができたため、6.8%ほどの売り上げ減少にとどめることができました。

次に売店部門ですが、年明けから観光客が殆ど来ない状況ではありましたが、土産物の売り上げが僅かに前年度に届かなかったという状況で、健闘いたしました。喫茶部門についても同様でございます。

次に、決算報告書に参ります。1ページの貸借対照表、2ページの損益計算書、3ページから8ページにつきましては、記載されておりますとおりですので読み上げは省略させていただきます。

今年度は、消費税増税、軽減税率の導入に伴い、売店、喫茶店ともにレジの購入を余儀なくされたこと、パソコンのOSのサポート終了に伴い、機器の買い替え、また食品の表示方法の法律が変わり、包材やラベルを新たに作り直す必要があったことなど、経費においても不可抗力の要因が大きく影響しております。令和元年度、当期純損失、932万296円となっております。

次に、令和2年度の事業計画書に基づき、経営方針について説明いたします。

売上目標などは、事業計画に記載しているとおりです。新型コロナウイルスの影響を受け、未だ厳しい状況が続いておりますが、終息後の景気回復を期待し、経費削減に努め、利益を残していけるよう取り組んで参ります。以上簡単ですが、報告を終わります。

日程第9、報告事項第6号

○(池本 光章 議長)

続いて日程第9、報告事項第6号、「専決処分事項の報告について（下弓削ポンプ施設建替工事変更請負契約について）」の説明をお願いします。

○(中辻 洋 総務課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

それでは、本日の配布となりましたが、報告事項第6号「専決処分事項の報告について」、第12号、下弓削ポンプ施設建替工事の変更請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った事につきまして説明いたします。

1 事 件 第 1 2 号 下弓削ポンプ施設立替工事変更請負契約

2 処分年月日 令和 2 年 6 月 1 0 日

内容を説明いたしますので、1 枚めくっていただきまして、専決処分書をご覧ください。

本工事は、昨年 6 月の定例会で議決をいただきましたが、施工実績等による数量の変更に
より工事請負金額を変更する必要性が生じたため専決処分を行いました。

地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告するものです。

契約の変更についてでございますが、契約前契約金額 7, 1 5 0 万円、変更後契約金額 7,
4 7 6 万円、変更する額 3 2 6 万円の増額となっております。

主な変更点について説明いたしますので、参考資料の施工場所位置図をご覧ください。

主な変更点といたしまして、仮設排水ポンプの追加、仮締切を土のうからコンクリート壁
への変更、これは工事期間中に突然の降雨時等の対応として変更、追加の必要性が生じたもの
でございます。

次に、既設水槽の断面補修の増加、止水補修工の追加、汚泥処理量の増に伴う処理費の増
加。これは、既設構造物を再利用するに当たって、中に入りまして最終的に細部を調査いた
しましたところ、補修箇所が増加した事、汚泥処分を行うに当たりまして処理量が当初の想
定よりも多量であった事による変更でございます。この次ページ以降に変更箇所についての
説明図面を添付しておりますので参考にしてください。

以上で、報告事項第 6 号の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

以上で報告事項の説明が終わりましたが、参考までに聞いておきたいこと等があればお受
けします。何か訊いておきたい事等はございませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7 番・平山 和昭 議員)

参考までに訊くんですが、結局、この装置の汚泥がまあ時間とともに溜まるわけですね
え。これは、普段は水がまあ、あってサクションして出すんでしょうけども、この汚泥の溜
まりというのは、例えば、その年に何回かとかいう浚渫作業みたいなことが出来るような仕
組みになっとんかねえ。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

今の施設でも、ちょっと時期的に悪臭が出たとか、そういう時に汚泥の引き抜き等を行っ
た実績があります。今後も、汚泥の状況を見まして、必要であれば引き抜き作業を行います。
以上です。

○(池本 光章 議長)

他にありませんか。(沈黙) なければ、これで報告事項を終わります。

日程第 1 0、議案第 5 3 号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第10、議案第53号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(今井 稔 住民課長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第53号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）」について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

1 事 件 上島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2 処分年月日 令和2年4月30日

提案理由といたしましては、総務省通知により新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の支給対象が、「病院や宿泊施設等の内部並びにこれらの施設への移動時の動線上及び車内」に拡大されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、中辻総務課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(中辻 洋 総務課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

それでは改正点について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

まず、第5条、塵芥処理業務に従事する職員の特殊勤務手当につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたが、今年4月の人事異動に対応するもので、「上島町岩城」を削除いたします。

附則第3項、第4項で、新型コロナウイルス感染症対策として従事した者に対して防疫作業手当を支給する規定を定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、第5条の塵芥処理業務の規定は令和2年4月1日から、附則第3項及び第4項の防疫作業手当については、令和2年2月1日からそれぞれ適用いたします。

以上で、議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員)（挙手）

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、全協のときに説明を受けたんですが、これも参考のためにちょっと確認で伺いたんですが、防疫作業というんですかねえ、手当を出す防疫作業、具体的にはどういう作業に従事した場合がそれに当たるのかというのをちょっと参考までに、具体的にはどんな作業の事なのかをお願いできますか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長

こういった作業というところにつきまして、感染症の患者又は疑いのある者から検体を採取する作業、感染症の患者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業、感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業、これが愛媛県の方で書かれている内容です。もっと具体的な形で大阪府の方が、ちょっと一般の方に分かりやすいような形でありますので紹介しておきます。大阪府の方が3,000円支給する方が、感染症患者、感染の疑いのある者に接する業務。病原体が付着したり、付着の疑いのある者の処理をする業務、病原体の検査や培養のため病原体を取り扱う業務。療養施設。これは軽傷療養ホテルなどを含みます。における連絡調整に関する業務。それで、4,000円の支給対象の方が、感染症患者の体に接触して行う業務。こういった感染症患者や感染の疑いのある者に接する業務を長時間にわたって行った場合は4,000円という事になっております。以上です。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第53号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第53号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11、議案第54号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第11、議案第54号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第54号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1 事 件 上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

2 処分年月日 令和2年5月7日

提案理由といたしましては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」により「国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

それでは、参考資料の新旧対照表の1/4ページをお願いいたします。

主なものについて説明いたします。

第8条に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を加え、第9条と第10条で傷病手当金と給与等との調整について規定した内容を加えております。

なお、この条例は、専決処分した補正予算と同じ、令和2年5月7日から施行しています。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第54号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第54号は、本案のとおり承認することに決定しました。

日程第12、議案第55号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第12、議案第55号、「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上島町一般会計補正予算(第2号)(令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号))」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第55号、「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上島町一般会計補正予算（第2号））等について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

- 1 事 件 令和2年度上島町一般会計補正予算（第2号）
令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 2 処分年月日 令和2年5月7日

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策に対応するため、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

それでは、まず「令和2年度上島町一般会計補正予算（第2号）」の概要について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,800万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正につきましては、お手許の予算説明資料、「令和2年度5月補正予算（5月7日 専決処分）の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が6億7,800万円、特別会計は、国民健康保険事業会計の1会計を補正し、総額は80万円です。

企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、繰入金及び繰越金を財源として新規事務事業の計上を行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金6億7,158万3千円。これは、特別定額給付金6億6,586万8千円及び子育て世帯への臨時特別給付金571万5千円です。

繰入金600万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金41万7千円。これは、前年度繰越金です。

以上、6億7,800万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、次の事務事業を新たに計上いたしました。

（1）の特別定額給付金事業は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、1人当たり10万円が給付されるもので、金額は6億6,586万8千円です。

（2）の子育て世帯への臨時特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、対象児童1人当たり1万円が給付されるもので、金額は571万5千円です。

続いて、令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の概要につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○（今井 稔 住民課長）（挙手）議長。

○（池本 光章 議長） 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

それでは、補正内容についての説明をいたしますので、予算書の1ページをお願いします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ80万円追加し、予算の総額を10億7,180万円とします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入ですが、4款1項1目、県補助金保険給付費等交付金73万3,000円の増は、傷病手当金の支給費を全額補助するために増額しております。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、2款6項1目、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給10人分、73万4,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第55号、「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上島町一般会計補正予算(第2号)(令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号))」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員、林議員、大西議員、藏谷議員、寺下議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、前田議員、土居議員、池本興治議員、松原議員、反対者：亀井議員)

起立、多数です。よって、議案第55号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13、議案第56号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第13、議案第56号、「専決処分の承認を求める事について(上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第56号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)」について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1 事 件 上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

2 処分年月日 令和2年5月15日

提案理由といたしましては、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月15日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長

○(今井 稔 住民課長)

それでは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給する事務を追加するため、関係規定を改めたものです。参考資料新旧対照表の1/1ページをお願いいたします。

主なものについて説明いたします。第2条第8号に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えています。

なお、この条例は、令和2年5月15日から施行しています。以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第56号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第56号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第14、議案第57号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第14、議案第57号、「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上島町一般会計補正予算(第3号))」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第57号、「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上島町一般会計補正予算(第3号))」について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでござ

います。

1 事 件 令和2年度上島町一般会計補正予算(第3号)

2 処分年月日 令和2年5月27日

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策に対応するため、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

それでは、令和2年度上島町一般会計補正予算(第3号)の概要を説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,700万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正につきましては、お手許の予算説明資料、「令和2年度5月補正予算(5月27日 専決処分)の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が1億5,900万円、特別会計及び企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び町債を財源として、新規事務事業の計上を行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金1億1,933万4千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,885万円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金3,080万円及び公立学校情報機器整備費補助金968万4千円です。

県支出金17万円。これは、一斉臨時休業対策昼食費支援事業補助金です。

繰入金1,200万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金マイナス20万4千円。これは、前年度繰越金です。

町債2,770万円。これは、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債です。

以上、1億5,900万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の4ページ「第2表 地方債補正」をお願いいたします。

GIGAスクール校内配線工事の実施に伴い、教育施設整備事業を追加しております。

以上により、限度額の総額を、補正前8億2,700万円から8億5,500万円に変更するものです。

2番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1) の子育て応援給付金事業は、国の子育て世帯への臨時特別給付金に、対象児童1人当たり2万円を上乗せ給付するもので、金額は1,090万3千円です。

(2) の上島町飲食店応援スタンプカード事業は、飲食店の売上向上支援と町内事業所の活性化を図るために実施するもので、金額は600万円です。

(3) の中小企業応援給付金事業は、売上が前年同月比で、20%以上50%未満減少した事業者を対象に給付金を支給するもので、金額は2,245万円です。

(4) の上島町宿泊事業者応援割事業は、感染拡大防止のため、宿泊予約のキャンセルに協力した宿泊事業者を支援するもので、金額は1,500万円です。

(5) の GIGA スクールネットワーク環境整備事業は、GIGA スクール構想実現のため、校内配線工事及び庁内ネットワーク等整備工事を実施するもので、金額は 6, 9 2 1 万 2 千円です。

(6) の GIGA スクール 1 人 1 台端末整備事業は、児童生徒の端末整備の早期実現を図るため実施するもので、金額は 2, 0 6 6 万 4 千円です。

以上で、議案第 5 7 号、「専決処分の承認を求めることについて」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

1 4 ページお願いしたいんですけれども。ええー、これの中ほどにあります上島町宿泊予約延期等協力金というのが、まあ、あるんですね。で、これ、ちょっとちゃんと確認、前回のときに出来ていなかったの、ここでお伺いしてみるんですけれども、宿泊延期した期間というのが 4 月 1 日から 4 月 3 0 日までというふうになっていて、実際、宿泊の、まあキャンセルなどが出始めたのは 3 月の学校の休校なんかが始まったときからじゃないかと思うんですよ。なんですけど、その申し込みを出来る期間が 4 月 1 日からと 3 0 日までになっていて、実際にお休みとか、宿泊の事を考えると、ゴールデンウィーク明けまでという期間設定が一番良かったんじゃないかと思うんですが、その辺の考え方はいかがなんでしょうか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、まず、4 月 1 日から 4 月末まで、4 月 3 0 日のこの 1 か月間にしたという経緯はですね、5 月 1 日から 5 月末までは県の補助金でですね、同様な制度を行っております。で、実質、先ほど大西議員が言われたとおり 3 月の中下旬頃からキャンセルはどんどん増えてきたような状況ですけれども、はっきりとまあ町として支援するのは 4 月 1 日から 4 月末までにしようという事で、今回この期間というのは定めさせていただきました。簡単ですが、以上です。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

先ほど課長がご答弁いただいたように、やっぱり 3 月からなんですよ。そうすると、やっぱり 3 月からにしてあげた方がまあ、より手厚いのかなあと思うのですが、そういうこう規則の改正とかいうのはもう全然検討されない感じですか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

実際、そういうキャンセルの状況というのは、3月中にもあったんだとは認識はしておりますけども、緊急事態宣言とかですねえ、まあいろいろ各都道府県によっても状況も様々でございました。で、実際は、令和2年度4月1日から、まあ、するのが一番まあ妥当と言いますか、良いんじゃないかというような判断の下に、この日程にさせていただいております。で、元々5月1日から5月末までは県が4月下旬にやるという事で、まあ町内の宿泊業者の方からも、いろんなそういう要望書も上がって来ておりまして、いろいろと協議をさせていただいて最終的に4月1日から4月末という事にさせていただきました。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

ええー、そうしましたら、同じページでですねえ、飲食店応援スタンプカードというのをまあ皆さんもいろいろ活用して応援していただいているかと思うんですけども、これですねえ、お土産物が、まあ観光業という事で売れないというふうに、まあ前々から聞いていると思うんです。

で、まあ飲食店はもちろん、一番最初に打撃が来ているので、するのは良いと思っているんですけども、今後ですねえ、まあ二次の補正予算なんかも、まあどういうふうになるのかまだはつきり分からないところもありますけれども、付いていますが、観光業のお土産物等にも広げていくような考えはありますか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、今回の予算につきましては、まず一番被害が出ている飲食店、宿泊業者、これに特化して、まあ支援するという形で予算計上させていただきました。

今後、お土産品等々につきましても、当然のごとく検討させていただきたいと考えております。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたら、すみません、15ページをお願いしたいんですが、需用費の消耗品費の中に、まあ災害の備蓄かなと思う感じのコロナの対策の消毒液とかというのが計上されているんですけども、これ、各支所分というふうに、まあ、いただいた説明書きにはなっております、これは、今後、もし地震とか等々来た場合に住民等へ、避難場所ですね、に配布されるようなものは計上されているのでしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、今後ですねえ、出水期用に備えてですねえ、避難所等に置くような計画で購入予算を上げさせていただいております。以上です。

○(池本 光章 議長) 他に。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

すみません、16ページお願いしたいんですが。

GIGA スクール構想で、まあ、この費用というのは特に問題ないと思っているんですけども、この配線の構築ですね。で、当然、オンライン事業に一番特化してやられる費用という事で、まあここに計上されているようなんですけども、実際、まあ普通のときも使用されますよねえ。で、そうすると、ネットワークの作り方がまあ体育館とか、校庭とか、でもまあ理科とか、そういうので出るじゃないですか、そういうときに使える状況のネットワークの張り方をするのか。それとも、もう校内とかね、家庭へ配信するのみの配線状況にするのか、その辺の考え方を教えていただきたいんですが。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、この配線は、校舎内はもちろんですが、各体育館、小学校の体育館につきましてもWiFiの整備を行います、はい。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

中学校も、それでよろしんですかねえ。小学校としか今仰られなかったんですけど、中学校も体育館は、要は使用する施設については全て使えるようにしていただけるという事でよろしいんですかねえ。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、中学校の体育館につきましては、弓削中学校につきましては弓削体育館、社会体育施設となっておりますので、この補助金を使ってのちょっと整備はできないので、しておりません。岩城についても、岩城開発センター、総合開発センターですかねえ、学校施設ではないので、これでは整備はしておりません。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、今、大西議員がご指摘された事につきましては、こちらの庁舎内の町長、副町長査定、そういったところでも議論になりまして、弓削でいきますと町民体育館、岩城になりますと開発センター、ああいったところが授業で使うんではないかというようなところで、そういったところの金額を算出する事という事で指示をしておりますので、その指示の結果で、まあ、財政的に大丈夫という事であれば当然やりますし、それと、今回の国の二次補正でそ

ういったものが対象になるという事であれば、どんどんそういったところはやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

という事は、まあ、予算如何で出来るだけ付けていくという方向で検討していただいているという認識でよろしいんですよね。それじゃあ、そういう事で。

で、あと、そうすると、家庭の方の、やっぱネットワークの環境なんですよ。で、通常、まあどうなのかなと、そのネットワークを引いていない、やっていないWiFiを取っていない、インターネットが出来ない状況の子に関してパソコンをまあ1台ずつ皆さんいっしょにという事なんです、その受信環境についてはどのように補完されるおつもりでしょうか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、まあ1台配布した後、まあインターネット環境が整っていない家庭につきましては、まあ中3、中学校3年生を優先的にパソコン教室を開放して、そちらの方で自学自習できるようにと考えております。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

すみません、ちょっとよく分からないんですけど、パソコン教室を開いて、というのはパソコン教室をどこかで開くので、そこでネットワークが使えるようになるから集まってもらうという話ですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

そうです。パソコン室で自学自習が出来るようにと考えております。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第57号、「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上島町一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第57号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第15、議案第58号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第15、議案第58号、「上島町土地開発基金条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

議案第58号について、説明の前に、お手許にお配りしておりますものに差し替えをお願いいたします。

訂正箇所の説明をします。1枚めくっていただいて、附則1の「7月1日から施行する」の前に「令和2年」を追加しております。以上、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案の差し替えにつきましては、誠に申し訳ございません。

それでは、議案第58号、「上島町土地開発基金条例を廃止する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、上島町土地開発基金は、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用の見込みも低いことから、本基金を廃止いたしたいので、この条例案を提出するものでございます。

なお、附則で、本条例は令和2年7月1日から施行いたします。また、本条例の施行日において上島町土地開発基金に積立てられている基金は、上島町一般会計に繰入れられるものといたします。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、全協のときに説明を受けているんですが、まあ、この条例に載っとる基金については、過去2回ほど活用した例があるという事です。そして、関連してちょっと伺っておきたいんですが、岩城橋開通に伴う、例えば道路用地とか、そういったものは全て今買収が終わったんですか。取得は終わったんですか、県は。聞いていますか？

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええー、岩城橋開通後の関連県道ですねえ、この辺りににつきましては生活道路整備という名目の部分がほとんど終わっております。1件だけ、岩城の東地区に残っておりますが、そ

ちらの方も県が責任を持って対応していただける部分の、うちが先行買収するという、そういうパターンではございません。それで、行っております。

ただ、この後ですね、県の方が引き続き生活道路整備で東地区の改良が終わった後の貝原地区に入っていく部分については、まだ計画自体がまだ県の方が十分な、これから動いていくという事は聞いておりますが、こちら県が全て主体となってやるという話で進んでおります。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、基本的には、まあ県道ですので、県が用地交渉をするという事であります。で、まあ現在、滞っている部分については、例えば具体的に、その金額で折り合わないとか、そういった話は聞いていないんですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

今、貝原地区の方につきまして、まだまだ具体的な図面とか、そういったものが全然まだできておりませんので、計画という事で行っておりますし、そういった内容につきましても、まだ地元説明とか、そういったものも全然やっておりますので、これから後の話になろうかと思えます。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、全協のときにもちょっとお話したんですが、議会と町民とのまあ意見交換会の中で、「弓削における県道の狹隘部分について、何とかならんのか」という話が出ておりました。

もちろん、県道ですので、県の所掌という事ではあります。基本的には地主さんが土地を出してくれないというのが、まあ弓削町時代からも含めてですね、そういう事なんですよね。そして、まあ用地買収については、ですので、見込みがないと県の方がもう動かないであろうという予測もあるので、まあ町が積極的に時間をかけて交渉して、いう目途が立てばという事で、あらかじめ、じゃあ、用地買収をしておくという方法論もまあ出てくるかと思うんですよね。

まあ、出来るか出来ないかはともかくとして。まあ、そういう考え方もあると、やはり喫緊にこういう資金がいるといったときに、まあ財源をどうするかという問題が当然出てくるわけで、まあ、そういうときに基金があれば、それがフリーハンドで使える。まあ、先行取得をしておいて、あとは県と町との今度は譲渡関係になるんですけども。そういう使い方も出来るんじゃないかと思うんですが、それはどうですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

はい、今のご提案なんですが、実は岩城橋関連では、生名地区で計画が固まった時点で町の方としても相当熱心に動いております。それで、生名側の方の用地交渉はそれでスムーズに進んだという、ただその場合にですね、交渉のやり方としましては、路線が確定して断面が決まって、境界がどこら辺まで用地買収が必要になるかという事が決まれば、それに基づいて町の方はバックアップと言いますか、地元関係者の方に積極的にアプローチして、まあ説得工作と言いますか、理解をしていただけるように持って行きます。その時に出てきた、まあいろんな交換条件言ったらおかしいですけど、「いろんな、こういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしい」という事は一生懸命頑張るようには協力体制としては組んでおります。

ただ、こちらが先行買収をして、それを県が買い上げるという、そういうスタンスは、今の、現在の県の用地買収では、ほとんどそういうパターンはやってないのが現状だと思います。そうすると、まあ転売みたいな格好になるので、県としては、そういうのはやらないという基本的なスタンスですね、そういうやり方にはなっています。

ですから、町としては、要は、周辺の理解を得るための努力は精一杯やらせていただくと、用地交渉の方はどんどんこちらが先頭切ってやって行くと。ただ、価格とか、そういった面については、もう最終的には県の方が出すようになっていきますので、そこが一番難しいところで、県の方はこちらが思っているような金額は中々出していただけないというのが現状でございます。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、その辺の事情は分かるんですけども、基本的に、まあ現在もう手が付けられない状況になっているところは、まあ地主さんとの用地買収の話がまとまってないからこうなんですよねえ。

ですので、例えば、路線の計画は当然あると思うんでね。あっても、そこが用地買収できないから止まっているというのが現状なので、そういった時に、もう町有地として買収しておいて、そこをその県工事に転換していくという方法もあるとは思うんですよね。

まあ、それはそれとして、交渉はもう進めてあげないと、県の方が出張ってはやってくれません。いつまで経ってもこの危険な場所が残るという事なんで、その辺りは、この基金があれば、いざお金といったときには対処できるのかなあという事もありますけども、まあ、それはそれとして条例なくなると一般会計に入っていくわけですね。

そうしますと、例えば、ちょっと外れますけども、先ほどありました3月からの、例えばその予約変更に対する補償というんですか、そういったものも、じゃあ、その一般会計に入れたこの資金の中で対応できるような形になるんですかねえ。そういう、お金がないからまあ3月からできないというのが正直なところでしょう。

ですので、まあ、この基金が一般会計に入ってくると、それも視野に入れられるかなあと思うんですけども、その辺りは3月からの、要するにその、予約なくなった対応に対しての、例えば、その財源があれば、対応する気があるのかなあとかという事なん、どう？

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

はい、ええー、この3月の予約云々というやつは、まあ先ほど課長の方が説明しましたように、どの時点から始めるかという、3月でも本当に、3月の頭近辺では、ほとんどそういった動きというのは見えなくて、途中から急激にこうカーブを描いてゴーンと上がってくるという、そんな動きになっておりまして。じゃあ、どこで線を引くというのは、かなり難しいところがありまして、まあ全国的に見ても、やっぱり4月になってからの方が妥当ではないかなという、そういう判断の下に、まあ4月からという事でやらせていただいております、中々3月の何日からというのは、かえって今度どこで区切るかという、そういう難しい問題が出て来ますので、出来ましたら、この4月からという事で対応して行って、逆に今の国の制度の中で、こういったものの見直しというのが出てくるにしても、後に延びる可能性の方が、これから強くなっていくんじゃないかと、そう思っております。

ですから、実際には、4月いっぱいはこちらが、で、5月は県が、そこから後、逆にまた国の二次補正なり、そういったものが動き出すと、そちらの方で全体の流れとしてはそういうイメージ捉えております。これから先、二次、三次のまあ感染拡大と言いますか、そういった事が予想されますので、今の段階でそれをパッと決めるという事は、ちょっとまだ難しいなという判断をしております。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

これ、基金、いくらぐらいあるんですかねえ。それと、なぜ今この時期にやらないといけないのか。例えば、まあ計画がここ数年ないという事でありますけども、5年後に計画が立つかも分からんと。そして、そのせっきく積み立てた基金があれば使えますけども、なければどこかから算段しないといけないというふうな事も考えられますので、私は置いとくべきではないかというふうに考えます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

現在、土地開発基金の積立金は3億49万2,018円となっています。それとですね、今この時期にという事なんですけど、基本的にまあ土地開発基金は補助事業等の大規模な事業において公共用地を先行取得することにより事業の円滑な執行に寄与してきましたが、近年まあ15年近く、上島町になっては1回のみ、そういう実績があります。

それと、全員協議会において、濱田議員からも発言があったように、全国的には土地開発基金や土地開発公社などの塩漬け土地という事で廃止は数多く増えてきている状況にあります。

それと、上島町の財政はますます厳しい状況になっており、特に、当初予算編成時における一般財源の確保には大変苦慮する状況になりつつありますので、土地開発基金を、基金条

例を廃止のうえ財調調整基金に積み立てて有効利用を図りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

はい、まあ本音はそういうところだろうと思います。

今ちょっと副町長仰ったんですけども、基金が3億7千万と言った？これ、条例見ていると2億7千…(村上副町長から「それは、最低そこは積み立てないと言われるもので、今は3億…」の声あり)それにプラスアルファがあって3億になっていると、了解。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

今、副町長の方から答弁があったわけですが、それではどうして提案理由のところにきちっとそれを明記しないのか。私、考えるところに、今日、橋の開通が目前に迫っておりますね。なら、今、同僚議員は道路関係を言ったけれど、では他に町が一つに繋がっていく中において、新たな施策の取り組みがまあ全然見えてない中においてね、今ここで取り崩して一般会計に算入させて使っていくよりも、やはり、ここまで頑張ったのなら、もう少し頑張ってみて、この時期に取り崩してどこへどのように使っていくか分からないようなお金にするよりもね、やっぱし、橋の開通に合わせた施策を打ち出し、まだ立石の待機レーンの問題にしても調査段階であるけれども、どんな形になっていくか分からないにしても、そういったときに土地を購入しなきゃならないときに、ここに置いておけば使う事も出来るし、そして、町が一つになったときに、新たな施設づくりにも活用できる時が来るのではないかと考えておりますので、もうしばらくの間、基金は、私は担保しておくべきだと思います。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第58号、「上島町土地開発基金条例を廃止する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員、林議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、池本興治議員、松原議員、亀井議員、反対者：大西議員、藏谷議員、寺下議員、前田議員、土居議員)

起立、多数です。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第59号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第16、議案第59号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第59号、「上島町税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

それでは、参考資料の新旧対照表の1/4ページをご覧ください。

主なものについて説明いたします。まず第1条改正ですが、附則第10条では、法律改正に伴い、固定資産税の課税標準額の特例を適用できるように、法附則第61条と第62条を加え、第10条の2第27号に、「法附則第62条の条例で定める特例割合を零とする。」を加えます。次の2/4ページの第23条には、新たに、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続を加えております。

3/4ページは第2条改正ですが、附則第10条では、先ほど説明いたしました固定資産税の課税標準の特例を適用します。第24条には、新たに、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を加え、4/4ページでは、第25条で、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を定めるものです。

なお、この条例は、公布の日から起算して、第2条の規定は令和3年1月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第59号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

2時15分まで10分間、休憩を取ります。

(休 憩 : 午後 2時 5分 ～ 2時15分)

日程第17、議案第60号

○(池本 光章 議長)

再開します。

続いて、日程第 17、議案第 60 号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第 60 号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準が定められたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

附則に新たな項目を加え、第 15 項とし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した際の、国民健康保険税の減免について定めたものです。

なお、この条例は、公布の日からから施行いたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 60 号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 61 号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第 18、議案第 61 号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第61号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厚生労働省通知に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、大本健康推進課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長))

それでは、参考資料の1/3をお願いします。

第5条において、所得段階の第1から第3段階について、介護保険料の軽減措置の軽減率を改正するものとなります。

第5条の第2項から4項にかけての減額賦課に係る期間について、「令和元年度及び令和2年度」としていたものを「令和2年度」に改正し、第2項の保険料率「22,600円」を「18,100円」とし、第3項の「22,600円」を「18,100円」に、「37,700円」を「30,200円」とし、第4項の「22,600円」を「18,100円」とし、「43,800円」を「42,300円」に改正するものです。

続いて、1/3 ページの後半から 3/3 ページにかけまして、附則の第5条として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免措置について規定しております。対象の保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められているものになります。

改正条文の2/2 ページをお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第5条及び次項の規定につきましては、令和2年4月1日から、改正後の附則第5条の規定については令和2年2月1日から適用いたします。また、令和元年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものとします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません、なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第61号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第62号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第19、議案第62号、「上島町レンタサイクル条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第62号、「上島町レンタサイクル条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、新規レンタサイクル用自転車の導入及び現行料金の見直しにより、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、澤田商工観光課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(澤田 一政 商工観光長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光長)

それでは、資料の3枚目、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、第7条の使用料の納付において、条文中保証料「1,050円」を「1,100円」に改めます。これは、今治市及び尾道市と同一料金とし、しまなみ地域全体の料金統一を図るものです。

続いて、別表第2のレンタサイクル使用料において、今年度新たに整備しました E-Bike の料金を新たに規定いたしました。また、電動アシスト自転車、タンDEM自転車、その他の自転車も、しまなみ地域の価格帯に合わせた料金に改めております。

なお、タンDEM自転車は、従前まで、その他の自転車に分類しておりましたが、新たに別途規定し、合わせて備考の2、その他の自転車に子供用自転車を追記しております。

なお、この条例は令和2年7月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、この条例そのものに異存はないんですが、関連してちょっと確認しておきたいんですが、今、サイクルフリーという事で、自転車代はタダでフェリー渡ってもらっていますよねえ。

で、まあ橋の通行に関しましては、皆さん払っているかどうか知りませんが、橋の通行料が50円、因島大橋の場合はですね、かかっているんですよね。ほんで、そういった

意味合いで、まあ上島町もですね、財政が豊かであるという事ではないので、一定の、地域のその存在価値というのは既に来た方々が発信しているんで、今年度いっぱいサイクルフリーを止めるという考え方はないですか。

要するに、自転車代払ってもお金しれているんですよ。でも、町の財政から言えば、出ていくお金が呼び込むための資金とは言いながらですね、皆さんが遊びに行くのに運賃払って行くんだから、で、町の方々は渡るときには自転車代払っているんですよ。まあ、そのところもありますので、もう一定の役割は果たしたという認識をしてですね、止めたらどうかというのがまあ提案なんです。考え方としてあるかどうかだけ答えといてください。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

はい、これは、以前にもお答えしたと思うんですが、岩城橋が完成して繋がったときに、その事は考えたいと思っております。

ええー、岩城橋繋がれば、少なくともこの4島に関しては自由に行き来ができると。そうなった場合にサイクルフリーの意味というのがもうほとんどなくなってくるというふうな認識はしております。

ただ、しまなみ海道については、先日、知事の方のお話を聞いている中で、たぶん、しまなみはなかったねえ、無料になっているはずで、サイクリング。それは、私の記憶では、先日、知事がそのようなお話をされておりましたし、たぶん、ええー、いつからでしたかねえ、無料になっていると思います。(平山議員から「因島大橋は確かねえ、走ると50円取られる」の声あり) いえ、サイクリストに関しては、無料という事で知事が強力に「そちらの方にしてくれ」という事で自転車の方は無料という事になっていると思いますので。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、岩城橋が架かったら、このサイクルフリーが意味がないという話はちょっとつじつまが合わないと思うので、要は、その島へ渡って行くのに、今、その自転車代はタダという設定しているわけですよ。

ですので、まあ、それも自転車、荷物は運んで遊びに来てくださいという事であって、岩城橋全通は全通ですよ。それは、そのサイクルフリーとは関係ないです。

ですので、まあ提案としては、もう一定の役割は果たしたという事で止めて、財政に寄与したらどうかという提案ですよ。だからまあ、考えられるんだったら、考えてみてください。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

まあ、私も、この条例自体がどうこう言う事はないんですけども、今、レンタサイクル中止にしていますよねえ。で、まあ県等との方針等ともあるので、まあ、それで中止しているのかなあと思っているんですが、条例施行がまあ7月1日からという事は7月1日くらい

からの再開を目指しているのでしょうか。

○(澤田 一政 商工観光長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光長)

しまなみ海道と上島町のレンタサイクルなんですけども、一応、6月の19日から再開するように、はい、現在その予定にしております。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたらですね、まあ、たまたま昨日、因島の港で見たんですけれども、コロナの後のサイクリングの状況を何か、しまなみ海道では貼ってあってですねえ、「こんなことに気を付けてサイクリングを行ってください」というようなお知らせがあったんですけれども、上島町はそういうのは貼らないんですかねえ。

○(澤田 一政 商工観光長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光長)

はい、その辺り、レンタサイクルにおきまして、ガイドラインを今作っております。で、しまなみ海道の尾道、今治、上島で同様に使うように、この19日から準備、もう全て貼って行けるようにしております。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第62号、「上島町レンタサイクル条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第70号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第20、議案第70号、「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第70号、「損害賠償の額の決定及び和解について」、次のとおり生名フェリー岸壁接触事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号

及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 相手方 船会社A社

2 事故の概要 令和2年1月27日、主船「いきな」が中間検査のため、代船による運航中、土生港長崎栈橋を20時15分に出港し、20時20分頃に立石港に着栈する際、風の影響により、うまく着栈することができなかった。そのため、着け直しを試みたところ、主機のクラッチが入らず、操船不能となった状態で風にあおられ、立石港北側岸壁と接触し、当該船舶を損傷させた。

3 和解の内容 次のページの和解条項をご覧ください。

1 町は、相手方の船会社A社に対し、町議会の議決を条件として、本件事故による損害賠償の額として、343万9,650円の支払い義務があることを認める。

ただし、損害賠償の額のうち船舶の修理費については、船会社A社に代わって、町が修理業者に当該金額を支払うものとする。

2 町及び船会社A社の間には、本和解条項に定めるもののほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

1 ページに戻ってください。

4 損害賠償額 343万9,650円

提案理由といたしましては、生名フェリー岸壁接触事故について、損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものでございます。

なお、詳細内容等につきましては、村上公共交通課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

それでは、損害賠償額の内容等について、説明させていただきますので、3ページ目の参考資料をお願いいたします。

損害賠償額一覧表となっておりますが、オレンジ色に着色しております代船の欄をご覧ください。

一番左側の「項目」の列の真ん中辺りにあります「損害賠償内訳」の欄をご覧ください。

今回の事故に伴う船体修繕費用が2,795,650円、保険適用に伴う今後の保険料増額分が644,000円で、合計3,439,650円の損害賠償額となります。このうち船体修繕費用分については、保険が適用されることとなりますが、今回の事故は、代船運航中の事故であることから、傭船契約に基づき船会社が加入している保険を適用しております。

なお、保険金については、消費税の申告上、不課税収入にあたるため、税抜き金額で保険金が算定され、税抜き金額で保険金が支払われることとなります。

この消費税相当額分については、一旦上島町が負担することとなりますが、生名船舶が課税事業者であることから、今後、消費税の確定申告の際に申告することで、控除税額扱いと

なり相殺されることとなります。

まず、船体修繕についてですが、先ほど説明しましたように税込み価格で2,795,650円の費用が発生しており、修繕した造船所に対して上島町から直接、修繕費用を支払う予定としております。この船体修繕費に対しまして、保険金算定金額が205万円となり、保険の免責部分の100万円を差し引いた105万円が保険金として上島町に支払われることとなります。そのため、消費税の確定申告で精算される消費税相当分を含めて、1,745,650円が船体修繕に伴う上島町の負担額となります。

次に、保険料増額分についてですが、船会社の保険を適用することから、今後、船会社の保険の掛け金が上がることとなります。掛け金が来年度以降4年間上がることとなることから、その4年間分の掛け金アップ分の合計644,000円を船会社に対して損害賠償金として支払うこととなります。

なお、この保険料増額分については、全額が上島町負担となります。

その結果、損害賠償額全体3,439,650円に対して、保険金が105万円支払われますので、差し引き2,389,650円が上島町の負担額となります。

以上、簡単ですが、議案第70号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(11番・池本 興治 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 池本議員。

○(11番・池本 興治 議員)

ええー、この事故について、船長さんはどこの船長さんでしたか。生名の職員でしたか。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

代船運航中でありましたが、乗組員につきましては、生名船舶の船員が乗務しておりました。

○(11番・池本 興治 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 池本議員。

○(11番・池本 興治 議員)

これからですねえ、台風とかいろいろ、台風なんかの大風のときに、この代船についてはですねえ、相手側の船長さんを頼むとかね、おそらく大きなフェリーになってから「いきな」のそれこそ船長さんでは結局舵が効かんかったとかいうのは、これはもう全然経験不足なんですよ。これ、大した事故になってないからええんですけんど、今後ですねえ、もし代船するならば、相手側の船長さんを頼んでですねえ、その誘導するような形にせんかったら、これ、人身事故でも起こしたら大変なことになりますから、そこら辺が課長さん、しっかり管理監督をしてください。（答弁は）いいですよ。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第70号、「損害賠償の額の決定及び和解について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第71号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第21、議案第71号、「町有財産の処分について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

議案第71号、「町有財産の処分について」、次のとおり町有財産を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 処分する財産 | 豊島コミュニティセンター用地 |
| | 所在地 | 上島町弓削豊島212番地外 |
| | 売却金額 | 914万1,280円 |
| | 用地面積 | 2万8,420平方メートル(24筆) |
| 2 | 相手方 | 広島県神石郡神石高原町近田1161番地2 |
| | | 特定非営利活動法人ピースウィング・ジャパン |
| | | 代表理事 大西 健丞 |

提案理由といたしましては、地域コミュニティ活動の発展に資するため、町有財産の売却について、地方自治法第96条第1項第8号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

なお、詳細内容等につきましては、澤田商工観光課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○（澤田 一政 商工観光課長）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長） 澤田商工観光課長。

○（澤田 一政 商工観光課長）

それでは、議案第71号について説明いたします。

この豊島コミュニティセンターについては、平成29年6月議会において施設条例を廃止し、平成31年3月議会可決後、4月に建物部分が無償譲渡いたしました。

用地部分については、現在まで、特定非営利活動法人ピースウィング・ジャパンに有償貸付を行ってきたところでございますが、今回、売却による処分を行うものです。

参考資料1をお願いいたします。今回、売却する町有地24筆を赤枠で示しております。また、青枠部分の2筆については、今後も有償貸付を行う予定です。なお、青枠部分の2筆

の有償貸付継続に係る理由は、参考資料2に記載しておりますとおり、昭和63年に豊島コミュニティアイランド事業により本用地の買収を行った際に相続人不明等により買収は完了しておりますが、登記上の所有権移転が出来なかったためです。

なお、これ以降の参考資料3から5については、ピースウィンズ・ジャパンから提出された有償譲渡の要望書、豊島現代アートセンター開設計画書及び図面、豊島現代アートセンター開設に係る工程表、及び町有財産売買仮契約書を添付しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ちょっと副町長に伺いますが、ええー、この土地の売買においての選定委員会はどのような形をいたしましたか。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

これにつきましては、上島町指名業者選定委員会等の規則に基づいて選定委員会を開いております。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

それでは、その会議の中で、この団体について、いろいろ論議をされたと思うんですけど、評価的にはどの評価を、こういった形の評価をされましたか。ご答弁をお願いします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、特に、業者についての議論はありませんでした。特に、今、澤田課長が言ったように、もう既に有償貸付をしておりますので、特に議論的なものは出ませんでした。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、町長、それでは伺うんですけど、今日まで有償貸付をしとる中において、敢えてここで売買する必要性がどうして出てきたのか。まあ、どうしてかと言えば相手の要望に基づいてだと。でしょうけれども、ええー、考えたときに、本当に町有地を放してもいいのか。まあ私、協議会でも、この土地を何とか置いといてほしいと要望も出したんですけど、今日こうやって取り下げることなく出とるんですが、もうひと考えの下に留まってほしい。このように思うんですが、町長自体の考え方は、変わりはないですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええー、この豊島コミュニティアイランドにつきましては、以前にも建屋の件で無償貸付とか、無償譲渡とか、どんどん荒れて行って、それで、これ以上管理が出来なくなるという、そういう状況の中で無償譲渡しまして、その時に寺下議員の方からもあったように、その前で全部済めばよかったんですけども、遅れたために電気の保安関係の分の維持管理費を町の方が負担せざるを得なくなったという経緯がございます。

で、その辺りからですね、これは1日も早く切り離れた方が良くだろうという判断はしておりました。町の施設で、町が持っていて将来的に何か計画があって、ここをどうしようという、そういうところであれば、それは十分検討に値すると思います。例えば、生名の稲浦の住宅跡地、これもずっと塩漬け状態です。ここなんかも、もっと何とか活用すべきだと私は常々思っておりますが、中々思うように前に向いて進まないところがあります。

こういった町有財産であっても、まあ民間が活用すべきところは、できるところはどんどんやればいいと思っております。町がやる場合については、どうしても箱物とか、そういったものが出て来ますんで、これは逆に言うと、財政的な負担が当然大きくなってきますんで、出来たら、こういうふうな民間がどんどん活用していただけるような、今回は豊島自体にはやっぱり良い、一点ではありますけど、美術品としてゲルハルト・リヒターの「14枚のガラス」ですね、これの価値をこれからもう少し上げていっていただくためにも、本当にこの土地を活用していただいて、まあ建屋も活用していただくのが一番良いのではないかと、私はそう思います。ええー、これは、町が持っているよりは、逆にこういうふうな活用していただく方が世の中のため、町のためにもなるのではないかと、そういう判断はしております。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

町長が言うのは分かるんですけどね、建屋を無償譲渡するときには、当時、この建物に対して、町が維持管理費に財政的負担がかかるという事で無償譲渡したんですね。そして、土地については、土地代金、いわゆる地代をもらって、年間90万近い、90万出とんかねえ。そのくらいの土地収入代金が入っているのですね、敢えてここで手離す必要はない。このように私は最前から思っているわけであります。

ええー、それに引き続いて、この説明資料の中に、3ページの4ですかねえ、事業パートナーが上島町となっているんですけど、いつ、この事業に対して上島町はパートナーとなったのか。その点についてのご説明を。

(しばらく沈黙) (寺下議員から「建設計画の中ですね」の声あり)

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええー、これはですねえ、今のふるさと納税の中にもあると思うんですが、「アートプラットフォーム、この活動に対して、私たちは上島町として良い活動だという事を認めますよ」という、そういう意味合いのものであります。支援してお金を出すとか、そういう話ではございません。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

続いて、3ページの5ですね。ええー、ここに企業経営者から、いわゆる資金調達による自己資金で賄うというふうに書いているんですけど、これ、既にもうこのように書いていると、調達をし、ある程度の資金を持っているとの見方をしても構わないんですか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、こちら私共が一応聞いている内容についてなんですが、まあ「現在、資金調達を行っており、計画は進めている」と。で、金額がまあ全てそろったところまでは聞いておりませんが、「調達を進めている」というふうに聞いております。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

その下段の方に、「資金調達の状況によりスケジュールの変更の可能性もあります」と謳っているのですが、この団体、もう2年か3年ぐらいなんですけど、「豊島にグローバル高校を開校をする」と言っていました、それも資金調達の状況が悪く、未だ何ら手が付けられてない状況ではなかろうかと察しておるわけではありますが、まあ答弁としては、「サマースクールをしていますよ」という答弁になろうかと思うけれども、実際、当時、建物譲渡したときにも、こういった同じような計画書が出されておったわけではありますが、しかし、経済情勢の中において、何ら行動が行われていないのが現実ではなかろうかと私は思うんですが、その点、どうですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

グローバルスクールにつきましては、実際問題、海外からの交流と、まあ弓削高校とか、そういった高校生たちとの交流も既にやっておりますし、まあ、そういった意味での、まあ一気にどこまで行くかという話はあるかとは思いますが、少しずつ着実に進めているのではないかと考えております。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、総務課長にちょっとお伺いなんですけど、この団体のふるさと納税に関して、ある

ジャーナリストからいろいろ問い合わせ等の窓口に総務課がなっていると思うんですが、それ正しいですか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、ジャーナリストの方から問い合わせがありまして、総務課から答えるべきところは総務課、他のところに及ぶ案件については、その各担当課に振ったうえで総務課が取りまとめて回答をさせていただいております。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

その団体が、いわゆる、いろいろパソコンから資料、検索してみますと、こういった形でたくさんの資料がこの団体について出とるわけなんですけど、パッと目についたのが、「瀬戸内海、無人島の町有地が怪盗に狙われている。借金漬けの、これは何々ですけど、団体が開発資格があるだろうか。上島町から去って行ってほしい」。このような事が目につくんですね。あなたたち、本当にこの団体がどうなのか。ただ地上権を持ったから土地を売ります。だけの審議で良いのか。私たち議会に何一つ団体のあり方、運営している事、提供してないですね、資料的に。そんな中で、町有地が町外の人の手に移って行く。いわゆる、この団体、ふるさと納税を活用したいろんな事やっているけど、この中に謳われとる事が事実かどうか分からないけれど、いろんな事業が失敗しとるんですね。債務超過に陥って、書いとる中によると、15億からの負債があるとも述べられとる。

このような事実を、あっ、すみません、事実かどうかは。このような事が論じられている事を一つひとつ注視する事をしてきたんですか。町内の人たちが土地を持つのなら良いけれど、町外の人を持ち、それが投資家によって投資の材料にされていったら、せっかくの上島町の土地がなくなっていく。風の音舎のリラ風ゲストハウスですかねえ、あれもこの団体の人が持っていたけれども、現在、投資家が持っている。売却しとるんですね。

このような事を、一つひとつ私たちは知ってから決断をしないと私はいけないと思うんですね。私は、議員が否決するよりも町長が取り下げてくれる方が良かろうと思っています。その点、総務課長、どう思いますか？

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、町の方で取り下げるかどうかというところについて、私が答える事ではないと思います。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

この団体の私が言ったような情報は、あなたは持っているかどうか、その点についてはど

うですか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、寺下議員が持たれているような、そういった厚いような資料は、私は持っておりません。ただ、まあ、「こういった事がありますよ」というようなところの情報は、いくらかは聞いております。ただ、申し訳ないんですが、「債務超過が15億」という情報は、私はどうか分かりませんが、私は把握はしておりませんでした。以上です。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

ええー、私は、同僚議員が今いろいろと問題提起されておりますけども、この案件については賛成という立場にいます。で、私も寺下議員みたいにですね、資料は持ちませんけども、この団体がいろいろ活動してきたと。実績もあるという事も承知しておりますし、ええー、また、これまでにどういう内容かは知りませんが、3件の起訴をされたという事も聞いております。

しかし、昨年の秋口にはですね、この3件の起訴も全部、起訴猶予という、起訴が取り下げられたという事に聞いております。そういう事で、私のこれ憶測ですよ、やはりその起訴されている時点ではですね、国も銀行さんも、これNGOですよ、NPOじゃないですよ、NGOですから、国の財政、金、それから銀行のお金もですね全部ストップするはずですよ。だから、計画がずれてきたという事は、そういうふうに承知しております。

今回の、この豊島の1件につきましては、私は、この土地の評価額は分かりませんが、この土地を買うのにあたって、町に対して、「この土地をもう少し安くならないか」という話がありましたか。ありましたか。ないですか。そうすると、要は、911万4千円ですか、これは、町の申し出に対して相手は受けたのですね。

それから、この契約書見ますとねえ、契約の第11条、それから第12条、第13条で非常に縛りがきついですよねえ。要は、「10年間ちゃんとやりなさいよ」とか。「使用目的以外には駄目ですよ」とかね、「他の人に転売しては駄目です」とか。まあ、当たり前の話ですけど、こういう縛りをきつくしてね、契約されているんですよ、体系契約が。

で、やはり、この件につきましては、私は町興しの一環としてね、捉えるべきであって、どこの誰がですねえ、豊島、旧弓削町時代の議員もここにいらっしゃいますけれども、どれだけ税金注ぎ込みました。私は議員じゃなかったけれども聞いていますよ。今の弓削の代表する商工会のメンバーが、全部メンバーであそこ受託してやっていたんですよ。旧弓削町時代には相当注ぎ込んでいますよ。もう、フェスパどころじゃないですよ。そのように聞いております。

ですから、私はですねえ、やはり町興しの一環として、この土地売買はですねえ、履行していただいて、期待しようではないですか。この上島町に自力であそこ開発して、美術館なり、学校なりやれる人がいますか。地元にいるんだったらね、他所の人に売る必要ないとい

う話は分かりますけれども、地元にいないんであって、「あれを有効に活用したい」と言っているんだったら、それに乗っかっている事は良い事でしょう。良いというかねえ、私は良いと思いますよ。やはり、町興しのためにですねえ、どうかこの美術館というか、この計画書、開設設計書等々を見ましても、それなりの事書かれておりますし、私は期待しているのですよね。

ですから、やはり、物事をやるのはですねえ、やっぱりいろいろ問題起きますよ。問題が起きないというのは商売していないという事なんですよ。商売すればするほど、後から後から問題が出て、迷惑かけたり、裁判沙汰になったり、それが不起訴になったり、それはあり得る話で、その事をですね、ここで議論しても仕様がなないじゃないですか。要は、あの土地をどうやって有効に使って、客なり生徒なり、外国人なり、呼ぶかという事でしょう。それで、どれだけこの町がそれのお蔭で潤うかどうか分かりませんが、潤うようにですねえ、町民も協力してやるという事が一番大事じゃないですか。

私は、過去のこの豊島のコミュニティセンターの、ずっと見ていますよ。指定管理者も、指定管理者もねえ、途中で辞めたんですよ、岡田石材が。誰が文句言いました？あれだけ風の音舎が辞めて、「ほれみろ」と言っていた人が辞めたい、指定管理者辞めましたとき、「申し訳ございませんでした」と、「議会に迷惑かけます」という話もなければ、何にもなくて、撤退して行ったんですよ。

そういう状況考えたらですねえ、いろいろハンディキャップあります。あるがゆえに、また化ける可能性もあるという事なんですよ。その期待を持ってですねえ、この土地の売却を私は認めていきたいと、こう考えております。以上です。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第71号、「町有財産の処分について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

（賛成者：村上議員、林議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、池本興治議員、亀井議員、

反対者：大西議員、藏谷議員、寺下議員、前田議員、土居議員、松原議員）

起立、多数です。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第63号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第22、議案第63号、「令和2年度上島町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) （挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第63号、「令和2年度上島町一般会計補正予算（第4号）」の説明をいたします。
予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,000万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正につきましては、お手許の予算説明資料、「令和2年度6月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が1,300万円。特別会計は1,690万円で、その内訳は、公共下水道事業会計1,100万円、魚島船舶事業会計290万円及び生名船舶事業会計300万円となっています。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金及び町債を財源として、新規事務事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしますは、まず、国庫支出金2,710万円。これは、海岸保全施設整備事業費補助金です。

県支出金マイナス2,056万円。これは、愛媛県農地集積推進事業費補助金30万円及び海岸保全施設整備事業費補助金マイナス2,086万円です。

財産収入882万1千円。これは、土地貸付収入マイナス32万円及び土地売却収入914万1千円です。

繰入金マイナス1,900万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金マイナス66万1千円。これは、前年度繰越金です。

町債1,730万円。これは、道路法面復旧事業債980万円及び救急車庫整備事業債750万円です。

以上、1,300万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の5ページ「第2表 地方債補正」をお願いいたします。

町道海原先田名後線道路法面復旧工事に伴い、道路施設整備事業の増額及び救急車庫建設工事に伴い、消防施設整備事業の増額をしております。

以上により、限度額の総額を、補正前8億5,500万円から8億7,200万円に変更するものでございます。

2番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1)の救急車庫建設工事は、救急体制に伴う車両配備及び資機材管理のため実施するもので、金額は790万5千円です。

(2)の町道海原先田名後線道路法面復旧工事は、平成30年7月豪雨により道路法面の崩壊被害が生じた箇所の整備を実施するもので、金額は1,000万円です。

3番目として、主な変更事業につきまして説明いたします。

(1)の塵芥収集運搬処理業務は、設計精査及び人件費への組替えによる減額分で、金額はマイナス884万6千円です。

(2)の人事異動等に伴う職員人件費は、人事異動及び採用予定者の減によるもので、金

額はマイナス 9 7 8 万 5 千円です。

4 番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第 6 3 号「令和 2 年度上島町一般会計補正予算（第 4 号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（池本 光章 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

議会運営委員長からも申しましたが、今回の補正予算につきましては予算決算委員会への付託はありませんので、そのつもりで質問をお願いいたします。質疑はありませんか。

○（1 番・村上要二郎 議員）（挙手）はい。

○（池本 光章 議長） 村上議員。

○（1 番・村上要二郎 議員）

すみません、3 1 ページお願いします。

岩城地区の災害対策復旧工事ですが、これ、1, 0 0 0 万円組まれています、起債対象であるという事ですけども、その他にですね、他の地区でもですね、起債対象として工事が出来るところがあるのか。それと、起債対象じゃなくて、まだ工事をしなくちゃいけないところが残っているのかどうかお答えください。

○（山本九十九 建設課長）（挙手）

○（池本 光章 議長） 山本建設課長。

○（山本九十九 建設課長）

はい、平成 3 0 年度の豪雨災害における工事箇所におきまして、岩城地区に現在 3 件、案件が残っております。1 件は、この今回の町道先田名後線道路法面復旧工事でございます。

残り 2 件につきましても、道路法面の崩壊が起こっておりますが、現在、土砂の取り除き、仮復旧で、交通の安全の確保は出来ておりますが、法面が安定勾配である事、また地権者の同意が得られてない事などから保留しております。また、積善山の道路も 1 箇所、法面が崩れているところがございますが、保安林の解除、国立公園の手続等ちょっと時間を要しておりますので、保留案件となっております。以上です。

○（1 番・村上要二郎 議員）（挙手）はい。

○（池本 光章 議長） 村上議員。

○（1 番・村上要二郎 議員）

ありがとうございます。また、梅雨に入りましたし、災害等また起こると思いますが、早めに対応していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○（5 番・寺下 満憲 議員）（挙手）はい。

○（池本 光章 議長） 寺下議員。

○（5 番・寺下 満憲 議員）

ちょっと歳入の部門で訊いてみたんですけど、2 ページの歳入で、先ほど出ました案件の財産売払収入が 9 1 4 万 1 千円、もうここに化けて表れて来とるんですね。もう、この財産売払いが可決するものとみなして、このような予算の組み方をしているのか。本来、この会期中に財産売払収入が議会の方で認められて初めて 9 月の補正予算に出てくるのが、予算

組む筋道だと私は思うんですけど、総務課長、その点はどうなんですか。

○(中辻 洋 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 建設課長)

はい、今回、この914万1千円を上げているために、全員協議会、今回、どちらもあと生名船舶の損害賠償も含めてですが、そういった関連があるので、「予算より前に審議をお願いします」というような形でやらせていただいております。今までも、こういった同時のような上げ方はやってきていると思いますので、まあ、寺下議員の仰る事もあるかと思いますが、これがどうしても駄目という事ではないと思います。以上です。

○(池本 光章 議長) 他にありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

21ページお願いします。

農業振興費で、ええー、歳入の方で人・農地プランのまあ補助金というような事で、県から出ているお金を、まあここで消耗品と通信費用にして、たぶんこれは農地、遊休農地を確認して、まあ地権者の方の意向を調査するのにお使いになるのかなあという、これはまあ私の想像なんですけれども、実際、人・農地プランはね、そういう事だけじゃないと思うんですよ。で、ここに人・農地プランのお金をまあ、もう30万これで充ててしまっているんですけれども、これの展開とか、考え方というのはどのような方針で立てられているのか、ご説明願いたいのですが。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)

はい、ご指摘いただきました21ページの歳出、需用費10万円、役務費につきましては、入の方でも30万円組まさせていただきます。人・農地プラン実質化支援事業というものでありまして、国の100%補助事業であります。

で、一応、私の方も6月で、ちょっと説明不足になるところもあるかと思うんですが、各地区ごとに区分けしまして、後継者、後継者問題、農地の貸付意向のアンケートをとりあえず、この30万で実施をいたしまして、それによりまして、より細やかなプランを立てて農地の活用等に活かしていこうという事業いうふうに確認しております。以上でございます。

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

26ページの救急車庫なんですけれども、まあ説明資料によると、ここに救急車と、それから資機材を置くというような事だったんですが、車はもう1台で、あとスペース的にはどれぐらいの大きさのものが建つんですかねえ。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい、大きさにつきましては、車庫の方がですねえ、大体約4棟ぐらいで、幅14メートル、長さ(奥行)7メートル、現状としましては、今、救急車を1台とその資機材をそこに保管する予定にしております。

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたらですねえ、29ページお願いします。

これ、全員協議会でも資料館の話はあったんですけども、ええー、この基本構想の策定に当たって、まあ視察に行かれるというような予算が付いているのですが、どちらに行かれますか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、視察先は、西予市にある歴史文化博物館と、あと伊方町にある中学校の旧校舎を活用した郷土館の2つを予定しております。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そうしましたらですねえ、策定委員のメンバーについても、ちょっとご説明いただきたいんですけども。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

ええー、委員は全員で6名で、そのうち3名が町の文化財保護審議委員から3名、あと残り3名につきましては、文献の専門で県の歴史博物館の学芸員の方、あと考古学の専門でまあ大学教授、で、最後1名は、まあ民俗学の専門で伊方町の主任学芸員さんを予定しております。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

19ページの塵芥処理費について、ちょっと伺うんですけど、まあ予算の組み方について伺っても、あなたたちが組んだ事で間違いないと言われてしまうと、まあそうなんですけど、ええー、ここの弓削地区の塵芥処理の運搬費がマイナス845万9千円となっとなんですけど、これ、この数字はどのような形で出てきたのか、それのご答弁をお願いします。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

まず、1名分が直営になった事から労務費が約680万円、それから、まあ燃料費として流用いたしますが18万円弱、あと機械損料が140万円で算定しております。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、クリーンセンターの運転の業務を、この度、分離をしたわけではありますが、職員給料はここに出ているんですけど、それではクリーンセンターの運転業務の委託料はどこに出ているのですか。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

今回の補正につきましては、その直営部分の人件費が上段の給料、職員手当で上がってあって、従前の当初予算の委託料の弓削の塵芥業務が845万9千円の減額というところで、全体額は当初予算から引いた額になると思います。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

いやいや、それはよく分かるんですけど、きちっとそれは委託業務として、ここに予算書に明記していかないとね、その監査にしても、何にしても、どこのお金を、どう使ったのか全然分からなくなってくるんですね。そして、生名の入札減が出とるんにしても、やっぱしすぐここで入札減はマイナスとして計上して来ないと、その都度その都度きちっと目的を持った予算として組んでいかないとね、その枠内で流用したり、お金をあっちこっちやるような、そんな予算の組み方、進め方するもんじゃないですよ。きちっと、そういうようなもんは、予算として明記していただきたい。これ、予算担当の総務課長、どう思います？

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

はい、寺下議員が言われているのは、まあ当初予算で、弓削が5,599万円で業務が一括で上がっていると。それを分解したのであれば、きちっと分けた方が良いというところだと思います。まあ、予算書の書き方としては中々全体を書くのは難しいと思いますが、A4の資料でお渡ししているようなところで、そういった説明がされているのいいかと思えます。

ですから、まあ今回、ちょっとその部分が足りていなかったところがあるかもしれませんが、その点はお詫びいたします。

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

いただいている説明資料に詳しく載っていると思うんですけど、この内容でよろしいですかねえ、総務課長。これです。(予算資料を見せる) たぶん、こっち(予算書を見せる) 見て質問していると思うんですよ。これ、資料もらっているんで。書いとる。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

今、村上議員が仰ったとおりで、まあ、このA4の資料に分かるように書くのが一番良いかと思います。これがおかしい、足りないという事であれば、お詫びしなければならないというところでございます。

で、今回は、入札減少金の予算は担当課の方からは上がって来ておりませんので、今後、時期を見て、入札減少金が上がってくるものと認識しております。以上です。

○(池本 光章 議長)

他にありませんか。(「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第63号、「令和2年度上島町一般会計補正予算(第4号)」を避け付いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員、林議員、大西議員、藏谷議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、前田議員、土居議員、池本興治議員、松原議員、亀井議員、反対者：寺下議員)

起立、多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

それでは、10分間、(3時)35分まで、休憩取らなくていいですか。(「休憩してください」の声あり) 休憩取ります。(3時)35分まで10分間、休憩取ります。

(休 憩 ： 午後 3時25分 ～ 3時35分)

日程第23、議案第64号

○(池本 光章 議長)

再開します。

続いて、日程第23、議案第64号、「令和2年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

それでは、議案第64号、「令和2年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)」

について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億5,800万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目1節、公共下水道交付金が、要望額400万円に対し、961万5千円の内示があったことにより、弓削・生名浄化センター長寿命化事業の前倒し執行をすることから、561万5千円増額いたします。関連で、5款1項1目1節、一般会計繰入金を40万円、8款1項1目1節、公共下水道事業債を500万円、歳出総額の増により増額いたします。

次に、歳出ですが、9ページをお願いいたします。1款1項2目、公共下水道建設費について、12節、委託料は、先ほどの歳入でご説明したように、今回は、生名浄化センター長寿命化事業の工事実施設計業務委託料として、1,108万円を増額いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第64号、「令和2年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第65号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第24、議案第65号、「令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和彦 公共交通課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

議案第65号「令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれに290万円を追加し、総額を1億3,740万円といたします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたしま

す。

まず、歳入についてですが、3款1項1目の離島航路補助金160万円の減は、愛媛県の離島航路補助金額の確定により減額補正するものです。

次に、4款1項1目の一般会計繰入金450万円は、歳出総額の増に伴い、その財源として増額計上するものです。

8ページをお願いいたします。歳出の主なものについて説明いたします。

1款1項1目、一般管理費の2節、給料130万2千円、3節、職員手当等110万3千円、4節、共済費53万2千円は、人事異動に伴い、それぞれ増額補正を行うものです。

なお、3款1項1目の予備費については、3万7千円の減額をし、歳出予算総額の端数調整を行っております。

以上、簡単ですが、議案第65号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第65号「令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第66号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第25、議案第66号、「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

議案第66号、「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれに300万円を追加し、総額を2億6,880万円といたします。

今回の補正予算は、報告事項並びに議案第70号で説明しました生名フェリー岸壁接触事故に伴う損害賠償金関係の予算計上となっております。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、4款1項1目の繰越金は、歳出総額の増に伴い、その財源として、前年度繰越金140万円を増額計上するものです。

続いて、5款1項1目、雑入の1節、賠償責任保険160万円は、令和2年1月27日に発生した生名フェリー岸壁接触事故に伴い、上島町に対して保険会社から支払われる保険金を予算計上するものです。

次に、歳出について説明しますので、8ページをお願いいたします。

1款2項1目、運航総務費の21節、補償補てん及び賠償金の344万円は、生名フェリー岸壁接触事故に伴うもので、代船運航中の事故であったことから、代船の船主である船会社に対して必要となる損害賠償金を予算計上しております。

なお、3款1項1目の予備費は、歳出総額調整のため、44万円を減額補正しております。

以上、簡単ですが、議案第66号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

直接予算書には関係ないんですけど、実際、今の新造船を造っているんですけども、この進捗状況と完成予定日が分かれば教えていただきたいと思います。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

はい、ええー、現在、ほぼ船体ブロックの取り付けが終わりまして、船の形が見えてきたような状態でございます。それで、9月頃の完成を目指して進めておるんですが、7月の後半には、進水式を行いまして、その後、内装を行うというようなスケジュールでもって進んでおります。以上です。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第66号「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第67号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第26、議案第67号、「工事請負契約の締結について（防災情報伝達システム構築工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第67号、「工事請負契約の締結について」、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 防災情報伝達システム構築工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 金 2億8,820万円 |
| 4 契約の相手方 | 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国
代表取締役 小野寺 広樹 |

提案理由といたしましては、防災情報伝達システム構築工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、工事の内容等につきましては、田房危機管理室長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

議案第67号について説明いたします。

本工事は、議員協議会においても説明いたしましたが、令和2年度から令和3年度の2か年事業であり、完成予定は、令和4年3月15日となっております。

概要を改めて説明いたしますので、参考資料1をお願いします。

まず、施行理由ですが、現在の防災情報伝達システムは、放送の遅延や音質劣化などの課題が従前より指摘されてきておりました。また、家庭に設置されているIP告知端末についても、維持費・更新費が多額であるという課題がありました。このため、防災情報伝達システムの更新の検討を行い、今回のシステムを導入することといたしました。

工事概要、工事費といたしましては、今年度、実施設計・スマホ等への伝達システムの整備を、令和3年度においては、屋外放送・戸別端末機の整備などを行います。

次のページをご覧ください。

契約総額は、2億8,820万円、内訳といたしましては、令和2年度が7,755万円、令和3年度が2億1,065万円です。

次に、財源ですが、当初予算策定時においては、単独事業での実施を予定しておりましたが、国の離島活性化交付金の採択を受けることができました。補助率は1/2で、残りの1/2についても、辺地債を充当いたします。

個別端末機につきましては、予算委員会でもご指摘がありました。当初の計画では、1,000台の設置で計画しておりますが、スマホ等への伝達システムの導入後、個別端末機の設置条件等の見直しを行うこととしております。

続いて、参考資料2をお願いします。1ページをご覧ください。

導入の経緯として、町長の考え方であるスクラップ&ビルドによる、現在の課題を克服す

るための新規システムの導入です。

2 ページでは、現在の伝達システムと今回導入するシステムの変化をイメージで表しております。

その他、今回のシステムの特徴やシステム更新によるランニングコストの削減額などの参考説明資料を添付しております。

最後の2枚には、見積結果一覧表、工事請負契約書の写しを添付しておりますので、参考にしてください。

以上で、議案第67号「工事請負契約の締結について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、あらましについては、全協でまあ説明を受けているわけですが、基本的にですね、現在、全戸出来ております IP 告知端末が、まあシステムが入れ替わるという考え方ですよ。

そして、住民周知という事がまあ、この参考資料に説明書、いろいろ書いておりますが、現状で住民の方、皆さん、いろいろ慣れていらっしゃるという事です。

ですので、まあスマホを持っている方にはスマホに、持っていない方には各家庭の戸別端末で行くという事で形で考えたら、従来型にやはり各家庭に情報が来るというふうに皆さん受け止めすると思うんですよ。そして、その中で、まあ一応、今の予定では、1,000台くらいの戸別端末というのを、まあ予定しているみたいですが、その条件の見直しというときにですね、なるべく、そのそういう条件の見直しをしたときには議会側にも情報流していただいて、十分協議させていただかないと、まあ、いざやったら、そういう思いじゃなかった、思いより違っていたという事になると、まあ中々大変な事になるんで、それをお願いしておきたいと思います。

そして、住民周知という事になりますと、例えば、ここにあるようなチラシを、まあ折り込んでも駄目なんですよ、これねえ。もう今までの戸別告知端末がこうなるというような、もっとシンプルなものにして、こういう全体のシステムがどうというのは、ある意味、形どうにもならない話なんで、そこら辺は改めてよく分かるように、簡単に分かるように、まあ情報出していかないと、たぶん皆さん、いろいろ勘違いされている部分があると思うんですよ。

ですので、その辺りは、いつ頃、タイミングで戸別端末の配布条件を、まあ考えるのかというのは、どの辺りになるんですかねえ。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、ええー、現在、携帯、戸別端末機、個人がスマホとかですね、携帯電話での情報発信の開始が、約10月から11月の辺りの計画にしております。

そこですね、普及を啓発してですね、皆さんにスマホ等の伝達システムを使っただいてですね、その後、アンケート等を取りまして、戸別端末機の設置の希望等をアンケート取りたいと思っております。

それがですね、一応、まあ令和3年1月頃の、今のところ予定にしております。以上でございます。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、そういうスケジュールでやるのは、まあ構わないと思いますが、現在の告知端末と実際にどういうふうに違うのかというのは、まあ、ほとんど違わないなら違わないで、その皆さん慣れているのでいいんですけども。で、もう一つはですね、これ基本的に、スマホ対象な物語なんですよ。

ですので、まあ、今は俗にいうそのガラケーを使っている方々にはスマホの取得をしてもらわにやいかんといったような形になるかと思うんですよ。それと含めて、各家庭の戸別端末なのか、いう事になるので、ええー、まあ、実際問題として、スマホでも中々使いきれない高齢者が特に多いので、使いきれないという事もありますし、そういったものの負担は、まあ住民側が今度かぶるといったような事になるので、まあ、スマホ等の切り替えに関しては、例えば、その町が助成金を考えると、そういった仕組みもちょっと考えてみなきゃいけないかなあと思うんですよ。その辺りは、どういうふうに考えていますか？

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、ちょっと私の説明不足のところもありますが、スマホにはですね、アプリを導入して通知が行くと。現在、いわゆるガラケーにもメールを通して同じ情報が発信されるというシステムになっております。という事で、スマホへの切り替えはなくてもですね、情報はガラケーにも届きますので、そういう助成等は考えておりません。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、通信会社によって若干違うのかと思いますが、まあガラケーに関しては、「あと2年くらいで切り替えてくれ」という話で、「もうガラケーのサービスはしません」といったような通達がまあ来ているんですよ。私なんかもガラ携使っているんですけども。そういう中で、まあ、いやおうなく、替えなきゃいけないという状況も出てくるかも分からないし、で、そういう替えないでいる人は、じゃあ、その戸別端末で対応するというのであれば、戸別端末で全部それは事が済むのかどうか。

まあ同時に、その今、戸別端末で受けていられる域内放送がありますよね、そういった

事も、今 IP 端末で受けているのが域内放送が、放送が入っていますよねえ、お知らせが。その同じように、その戸別端末にもそれが入っていくのかという、そういう仕組みになっているんですかねえ、これ。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、戸別端末につきましては、現在の IP 告知端末と同じように音声で情報が伝わるようになっております。また、今回、新たに付ける戸別端末につきましては、無線に現在 IP は有線ですが、無線となりますので、そういう断線等の心配もなくなりますし、あと、停電になった場合とかもですねえ、電池を内蔵しており、自動的に電池に切り替わるようなシステムもございます。

また、現在と同じように、放送を聞き直すというような機能も付いておりますので、となっております。まあ、現在の IP 告知端末の機能を維持したまま、より良く便利になるというように考えていただいて構いませんと思います。よろしくお願いします。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

ちょっと、私が訊いているのはそういう事じゃないんだけど、音声で出るのは分かっているんですよ。ほで、要は、今は防災無線を使ってですねえ、まあ防災無線システムを使って、ええー、つまりその町のお知らせなんかもやっているじゃないですか。それと同じパターンで残るのかどうかという事もちゃんと住民の方には説明しないと、つまり、その言えば地震のときの知らせだけだったら、じゃなくて、普段のお知らせも、それで同時に今と同じように IP 告知端末と同じように出来るのかという事を言っているんですよ。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、今と同じように情報を発信できます。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

ですから、ひつこいようですけども、住民の皆さんにお知らせするときには、その辺りを現在とどういうふうに違うのか違わないのかという事も含めて、まあ、こういうチラシの、チラシをまあ今まで入れますけども、もう「システム図がどうのという話じゃなくてね、使い勝手がどうかという事を分かるように説明してあげてくださいね」というふうをお願いしておきます。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

現在の IP 告知端末が設置されていますが、たぶん何千という数字のものが設置されていると思いますが、それを回収して新たにまた数は分かりませんが、たぶん1,000以上の告知端末、新しい告知端末を設置するという事になると思います。

で、それだけの数ですし、設置するところは高齢者のところも多いと思いますので、やはり出来れば町内業者で対応出来るようにですね、やっていただきたいと思います。で、まあ町内業者がやるかやらないかは別にしてですね、ある程度勉強して町内業者が出来るのであれば、町内業者の仕事にも繋がるとは思いますし、交換のときのトラブルが防げるという点でもですね、町内業者を活用すべきだと思いますので、そこら辺をちょっと検討していただきたけたらと思いますけども、お願いします。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、戸別端末機の設置に関してはですね、設置というか配布に関しましては、まあ新しい戸別端末機が無線ですので、コンセントにさすだけというようなシステムになります。それは今回の契約に入っておりますが、同時に IP 告知の回収等も必要になってきますので、その辺はまた別事業となりますが、この交換が来年度の末くらいを予定しております。それまでにですね、一応検討してですね、町内業者が出来るような形が出来ればなという事を考えております。以上です。(村上議員から「お願いします」の声あり)

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

先ほど、普段のお知らせの話があったんですけども、音声で出るという事で、まあ、そうすれば分かりやすいかなあと、今までと変わらないのでね、良いと思うんですけども、実際、地区によって放送の内容って全然違うじゃないですか。で、その辺は、どういうふうに分けて、まあ、受信させるようにするのか、ちょっと疑問なんですけど、ご説明願えますか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、現在も IP 告知、各地区、まあ、旧町村でそれぞれ違う放送を別々で放送出来るとなっておりますが、その機能も今回のシステムは備えておりますので、その辺もこれまでと何ら変わりがなく出来るようになります。以上です。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

で、この防災アプリなんですけれども、まあ、ここにですね「安否情報なんかも確認出来る」というふうになっているんですけど、「行政が住民の安否情報確認できるものではありません」

ません」というふうになっていてという事はどういう使い方ができるのでしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、これはですねえ、行政独自の安否確認システムを導入するのではなくてですねえ、現在使われているシステムが使えるような形、一般的に使っているシステムが使えるような形にしておりますので、まあ、一般、ちょっと詳しくは名前とかは覚えてないんですが、そういうシステムを中に、こう見れるような形にしております。以上です。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

まあ、普通に携帯を持っていると GPS なんかで、その私の場合だったら、うちの親がどこにいるかなとか、検索したり出来るんですが、そういうような元々付いている機能を使うという事ですかねえ。それとも、また別なんでしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

ええー、その個人のですねえ、その GPS 等まではたぶん使えないと思うんですが、例えば、NTT が今使っているシステムがあるんですけど、その安否情報を自分が入力すれば、そこにサイトに入って行って見れるような、そういうシステムを入れる予定にしておりますので。以上です。

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

そうしましたらですねえ、この特定接続網というので、閉域ネットワークというところがあるんですけども、この閉域ネットワークはどういうときに使うのか、ご説明いただきたいのですが。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

この閉域ネットワークというのはですねえ、今回、上島町、契約するような特定の事業者、こういうシステムを入れたところとかが専用に使えるネットワークであります。それは、通常からですねえ、屋外スピーカーとか、今回入れる予定はないですが、タブレット端末等に接続する場合は、その特定接続網というのを使うという事で、これは戸別に契約した者だけが使える接続網という事になります。以上です。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

そうしましたら、次、災害時のところの想定を説明した資料があるんですけども、ここです、まあ、庁舎が東日本大震災のときみたいにかわいそうになった写真が出ていて、まあ、こうなった場合、万が一上島町が、ノートパソコンで操作出来るというふうになっているんですが、これの設置というのはどこに設置される予定でしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、可搬操作装置という、まあノートパソコンですが、各支所に備えておいてですねえ、緊急時には持ち出せるような形を取る予定でございます。以上です。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

最後のページのですねえ、災害対策で、まあ強靱化という事で、対策が4つほど出来ているんですけども、これ、それぞれ上島町はどの段階でどういうふうに享受できるのか、テストはどういうふうに行っているのか等々、ご説明願いたいんですが。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

7ページですか。(大西議員から「4-2、7ページ、そうです」の声あり) 7ページですね。

ちょっと、もう一度、上島町がどういうふうに…。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

じゃあ、ごめんなさい、1個ずつ行きましょう。

まずですねえ、②のところで、「災害復旧機器の増配をしていますよ」というふうになっているじゃないですか。で、上島町は、この増配に、まあ、要は、ここ僻地なのでね、どれぐらい入っているものなのかなと。いつ、まあ配備されているのかどうかという事が知りたいんですけど。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

これはですねえ、NTTが独自に配備しているものであって、上島町には配備しておりません。もし、緊急時にはですねえ、近くのNTT、こういう基地があると思うんですが、そこからですねえ、派遣していただいて、故障箇所を直すというような形になります。以上です、はい。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

そしたら、3番目にですねえ、アンテナが、まあ駄目になったとき、遠隔操作で、まあ広いエリアをカバー出来ると。で、この、実際、まあ、どの程度こういう事をテストして、上島町のエリアがきちんとすっぽり入っているのか。それとも、まあ繋がりにくいようなところがあるのかというような情報は入っていますでしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

これはですねえ、災害時等について、こういうシステムがあるという事で、テスト、NTTの方がこういうシステムを備えているという事でございます。

ええー、特に、テスト等については、私は聞いておりませんが、その状況に応じてですねえ、最適な方法を取るという意味で、このような形、やり方があるという事を一例として上げているものでございます。以上です。

○(3番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番 大西 幸江 議員)

そしたらですねえ、やはり携帯電話は電波が入らないと災害のときに情報が取れないという事になるので、ぜひ、カバーエリアなどは確認しておいていただけたらと思います。たぶん、テストはされていると思うので。

次、4番目ですねえ、通常基地局を、まあ強化してやっていますよという事なんですけど、全国で2,000局以上を開設予定となっているんですけども、まあ2019年度末までなので、まあ2,000局は出来ていると思うんですけど、これもう上島町はエリアとしてカバーされているのでしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、これは、全国的なエリアでNTTが実施している強化事業でございます。ええー、上島町が入っているかは、まだそういうのは聞いておりませんが、全国的な展開をしている強化事業でございます。以上でございます。

○(7番 平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番 平山 和昭 議員)

まあ、これ、町の伝達システムの大幅な変更という事になるので、改めてですねえ、まあ、室長もいろいろ答弁しておりますが、コンサルの作ったものを読むだけなら中々身につかないという事なので、改めて、また、ある程度考えが固まったら議会の方にも。で、我々もやはり町民の皆さんに何がしかの説明をしなきゃいけないので、今みたいな状況での事になりますと、一口には中々言えないという事があるんですよえ。

ですので、まあ、そういう機会を、ぜひ、今後、作ってくださいという事で、この審議はこれでやめたらいいんじゃないですか。（「次、行きましょう」の声あり）

○（池本 光章 議長）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第67号、「工事請負契約の締結について（防災情報伝達システム構築工事）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、28 議案第68号、第69号

○（池本 光章 議長）

続いて日程第27、議案第68号、「新たに生じた土地の確認について」、並びに日程第28、議案第69号、「字の区域の変更について」は関連がありますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）「異議なし」と認めます。よって、日程第27、議案第68号、「新たに生じた土地の確認について」、並びに日程第28、議案第69号、「字の区域の変更について」を一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ行います。それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

まず、議案第68号、「新たに生じた土地の確認について」、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、上島町の区域内に新たに生じた土地が上島町の地域であることを確認するものでございます。

新たに生じた土地の所在は、参考資料の1枚目をご覧ください。

土地の所在は位置図にありますように、上島町弓削佐島2800番3の地先の三ツ小島の海岸線でございます。

次に、参考資料の2枚目をご覧ください。

地番図の赤で囲んだ土地で、面積は39.86平方メートルでございます。今回の土地につきましては、平成31年4月2日に埋立許可を受けまして、令和元年6月に工事の着工、同年10月に工事が完成し、令和2年3月23日付けで竣工認可を受けました。これに伴い、新たに生じた土地が上島町の地域であることを確認するものでございます。

続きまして、議案第69号、「字の区域の変更について」、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第260条第1項の規定により、新たに生じた土地を上島町弓削佐島の区域内に編入するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、土地の所在及び面積につきましては、先ほどの議案第68号で説明したとおりでござ

ざいます。以上、よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第68号、「新たに生じた土地の確認について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○(池本 光章 議長)

続いて、議案第69号、「字の区域の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

（事務局員、「閉会中の継続審査申し出について」を配布）

日程第29、閉会中の継続審査申し出について

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第29「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり各委員長から上島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）「ご異議なし」と認めます。よって、各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○(2番 林 康彦 議員)（挙手）発言よろしいでしょうか。

○(池本 光章 議長) 林議員、発言許可します。

○(2番 林 康彦 議員)

町長にお伺いします。

宮脇町長は、平成28年11月に就任し、上島町の箱物行政からの脱却や契約方法の見直し等町財政の健全化に積極的に取り組み、大変評価できると思います。

そこで、来たる10月末の町長選挙を控え、宮脇町長の出馬の意向を確認したいのですが、いかがでしょうか。

○(池本 光章 議長)

ただ今、林議員から宮脇町長への次回上島町長選挙の出馬意向の確認の申し出がありました。宮脇町長、何か発言されますか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長、登壇してください。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

ええー、ただ今、林議員からのご質問にお答えしたいと思います。

2016年11月の就任以来、あっという間の4年間が経過しようとしています。この間の町政運営を総括しますと、それまでの制度設計を見直して次の世代に繋げていく目標でありましたが、予想を超える様々なハードルがあり、当初に考えていた到達点からはまだまだ程遠く、やっと半分くらいまでは来れたのではないかと感じております。

平成16年の4町村合併以来、課題の積み残しもたくさんある中、岩城橋開通に向けたタイムリミットが迫る案件は何としても解決しなければなりません。交通体系再編や行政組織の改革など現在進行形で大詰め近づいた案件が山積しております。

生名フェリーの建造や長崎栈橋待機レーンの整備は、1日も早い完成に向けて邁進しているところであります。また、これまでの箱物行政の遺産として、起債残高の膨張や財政状況の悪化をもたらしてきた数々の施設についても大ナタを振るって整備統合を進めなければなりません。

行政の様々な制度も見える化に向けて新たな制度設計に作り直す必要があります。関係者の皆さんの既成概念を打ち破る作業は、予想以上に時間がかかっておりますが、着実に進めて行きたいと思っております。

町づくりに一番大切な人材育成として、コミュニティスクールの全校展開や弓削高等学校存続のための魅力化プロジェクトも公営塾を起点にやっと軌道に乗りつつあります。かみりん奨学金を利用した、活用した子供たちが近い将来、サケの母川回帰のように、ふるさと上島を目指してくれることを願っております。

今回の新型コロナウイルスという災禍により、万全と思われていた私たちの社会システムがいかに脆弱かという事が証明されました。この町のあり方も、基本から組み立て直さなければなりません。誰も経験した事のない新しい世界に突入するわけですから誰も分からない事ばかりで、まだどこにも正解が示されておられません。試行錯誤と苦労の連続になると思いますが、避けては通れません。

しかし、この自分たちで考え行動するという経験は、近い将来、予測される南海トラフ巨大地震や異常気象災害への対策ともきっと結びつくはずです。この町の財政状況は厳しさが続き、人口減少や高齢化など、これまでマイナス要因としてのみ認識されてきた部分も、視点を変えて取り組む事で政策の方向性を変えていく事が出来ると信じております。

この4年間、町民の皆さんの意識改革をお願いしてきましたが、中々変革の必要性を認めてもらえなかったと反省しております。今回のコロナ対策で、みんなで変わらないと生き残れない事が分かりました。島に住む私たちにとって、何が一番大切で、それに基づいた生活を組み立てていくには何をすればよいのか。外からの支援をあてにするのではなく、自分たちでどう進めて行くのか、出来る事、やれる事は何か。そ

して、優先順位はどう付けていくのか。その道筋をしっかりと付けるべく、取り組んでいきたいと思います。

SDG s を基本に据えた持続的な循環型社会を目指して、この町の可能性をどのように広げていくのか。この大きな課題を来期の町政運営の柱として全力で取り組んでいく事を決意しました。この熱き思いを町民の皆さんにお伝えさせていただきます。

(宮脇町長、降壇) (拍手あり)

◎ 閉 会

○(池本 光章 議長)

ありがとうございました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了しました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和2年、第2回上島町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)「ご異議なし」と認めます。よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

(起立、礼)

(了)

(令和2年6月16日 午後 4時25分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 池 本 光 章

署名議員 前 田 省 二

署名議員 池 本 興 治